

そこで、山縣の一派は、益々憤激して、三條以下の諸卿を、長府へ遷し、非常の決心を以て、反抗の氣勢を示したから、事は、彌よ面倒に、なつて来た。

三二

三條以下の七卿は、朝廷の、御勘氣を受けて、謹慎を命ぜられたのであるが、併し、それは、一時の政變に因つて、さういふ處分を、されたのであつて、これが爲に、どれ程の、罪科に問はれる、といふ程の事ではなかつた。されば、もう少し落付いて、形勢を見て居たら、赦免の御沙汰が出たに、違ひない。それを、氣早に考へて、かういふ處分を、される以上は、此先が、どういふ事になるか知れない、と悪い方へのみ考へて、その上に、幾分か狼狽の氣味もあつて、長州藩士と共に、都落ちをやつたので、いよく朝廷の御機嫌を、損じてしまつたのである。

朝廷に於ては、固より七卿が、長州藩士に伴れられて、京都を立退く、といふやうな事は、思召して居られなかつたので、一旦、謹慎は命じたが、更に調べる次第がある、といふ名義で、朝廷へ、呼び上げよう、として、邸へ、使者を、遣つて見れば、既に、何處へ行つたか判らぬ、といふ所から、官位剝奪といふやうな、嚴罰に處せられる事になつたのである。

さて、七卿は、長州へ落込んで、萩の城下にも、暫く居たが、京都に居て想像したのとは、毛利家の、自分達に對する、取扱ひが違つて居るばかりでなく、藩論も、二つに別れて、非常に、ごたつて居る、といふ事情も、判つて見ると、何となく、落付いて、長州に居る、といふ事も、出来なくなつた。

さればとて、今、何處へ行かう、といふ目的も、ないのであるから、空しく日を送つて居る中に、征長軍が、押寄せて来る、といふので、倍々、藩の内訌が、甚だしくなつて来て、萩の城下にも居られず、三田尻の招賢閣へ、移る事になつた。

毛利家に於ては、七卿の力に依つて、一度、京都の實權は、握つたに違ひないが、かうした變動に依つて、七卿を、背負ひ込んで了ふ、といふ事は、豫期して居なかつた。殊に、朝廷の、お怒りに觸れて、官位まで剝奪されたのであるし、又、幕府の方からは、ひどく七卿を、目指して居るので、どうも、此儘に、七卿を、留めて置くのは、藩の爲に宜しくない、といふ事が、判つてみると、自然、その待遇の如きも、疎かになるのは、餘儀ない次第であつた。

その中に、錦小路頼徳卿は病死して、澤主水正が、但馬へ行つて、旗揚げをする。残つたものは、三條實美、東久世通禧、西三條季知、壬生基修、四條隆詞の、五卿であつた。

藩の重役の多數は、何れも、俗論派であるから、幕府へ對して、約束した通り、五卿を、九州へ、送り込んで了はう、とするのであつた。重役の意見に、反對の正義派は、勢力も衰へて、俗論派には、逆も及ばないが、それでも、元氣は、却々旺であるから、「此際に於て、五卿を、長州から手放す、といふ事になれば、徒らに世の胡蘆になる。我藩は、飽迄も、五卿の身を、護らなければならぬ」と、強く主張するのであつた。これが爲めに、各隊の動搖も激しくなつて来た。殊に、奇兵隊の一部を、率ゐて居る、山縣は、非常に憤激して、

「假令、藩廳の兵を向けられるまでも、五卿の御身を、護らなければならぬ」といふ決心で、遂に、五卿を擁して、長府へ、走つたのである。

長府は、豊浦とも稱して、五萬石の城下である。其頃の殿様は、毛利右京亮といふ、御方であつた。江戸の藩邸が、麻布の日ヶ窪に在つた所から、一言に、日ヶ窪の毛利と呼ばれて、無論、諸侯の列には、加はつて居なかつたが、幕府からは、相當の待遇を、されて居たのである。

關ヶ原の戦ひの際に、毛利輝元が、石田三成を助けて、其戦ひが、敗れた爲めに、どうしても、毛利の家は、潰さる可きであつた。それを、穂井田備中守元清の子、秀元といふのが、輝元の孫に、當る人で、徳川家光と、深い交りがあつた爲めに、秀元の盡力に依つて、毛利の家は、殘される事になつた。さうした關係から、秀元に、長府五萬石

を興へて、家を成さしめた。同じ分家でも、宗家の危きを救ふた、といふ關係から、特別の扱ひを、受けて居たのは勿論、右京亮の女が、長門守の夫人に、なつて居たのだから、宗家との關係は、却々、親密なものであつた。

四

長府の毛利家と、宗家の關係を知つて居るから、それを見込んで、山縣が、五卿を連れて来て、頻に右京亮に、追つた。

『三條卿以下の方々は、長州藩の爲には、朝廷に對する、輦旋の役をして、毎時も、我藩の建言は、此方々の働きに依つて、朝廷に採用されて居たのである。然るに、一朝の變動に依つて、京都を立退き、我藩を頼つて來られた場合に、五卿に對して、不實の行ひを、致す事があつては、諸侯の間にも、毛利家の、輕薄無情を誣はれて、將來、毛利の家中は、世間に顔出しも、出來ない事になる。』

假令、御宗家の重役は、何といふても、我々は、主家の御爲、又、天下のお爲から考へて、五卿の御身の土を、安泰に護る、といふのは、固より當然の務めだらう、と考へる。就ては、本藩の重役に對して、御當家より、充分の御懸合を願ひ、それに依つて、五卿の御身の上に恙なきやう、お取計らひの程、偏に願ひ上げまする』

といふ、意味の事を、強く唱へて、頻に騒ぎ廻るので、右京亮は、山縣に、面會を許して、大に諭したけれど、山縣は、頑として肯かなかつた。茲に於て、先づ當分のうち、成行を視て居た方がよからう、といふ事に決して、山縣一派の、爲すに任せる事に、なつた。

此事が、幕府の方へ、知れた日には、それこそ、重ね々、の不首尾で、折角、納まつた戦争も、また、何ういふ事になるか、判らないといふ心配から、一時も早く、その納まりをつけようとして、一二の重役が、長府まで、乗込んで來て、山縣等にも會ふて、段々諭したが、何うしても藩命に従はぬのみならず、強て迫れば、亂暴も、仕兼ねまじ

き勢ひで、逆も、手がつけれなかつた。そこで、重役は、已む事を得ず、山縣等に向つて、

『これ迄に、懇談を遂げて、一同に於て、我々の申す所に従はぬ、といふなれば、已む事を得ぬに依つて、此旨を、君公へ申上げ、場合に依つては、君公の御出馬を、願ふ事も御座らうが、左様相成つては、却て、足下方の爲めにも、なるまい。猶ほ、篤と熟考いたして、穩當の處置を、執る事にしたら、可からう』

重役としては、外に言ひやうもないから、こんなことを云ふて、引取つてしまつた。然るに、それを聞いた、山縣等は、

『重役が、苦し紛れに、君公に、願つて出たら、或は、其言の如く、君公の御出馬が、あるかも知れぬ。さうなつては、如何に、理窟が善くても、君公に双向ふ事は出來ない。さて、何うしたものだらうか』

と、少し勢ひが挫けかゝつた。

『イヤ、それに對しては、御當家に、元就公の、御木像があるから、強て之れを申受けて、我等一同は、此の御木像を護り、君公の御出でを、途中にお待受け申し、御木像を、御前に据ゑて、飽迄も、諫争しなければならぬ。さう致したら、君公と雖も、お手の下しやうが、あるまい』

それは、山縣の論であつた。

『成る程、是は妙策である。それに限る』

と、いふので、相談は一決したが、そんな事を爲れては、右京亮の迷惑は、一と通りではない。併し、他の迷惑は、幾らでも忍ぶ連中であるから、俄に木像を載せる、輿物の用意をする、といふやうな騒ぎで、長府の町は、まるで沸返るほどの、混雜になつた。

かうした次第で、五卿の身の上に就ては、大分、藩士の中にも、同情して騒ぐのは、密に長府ばかりでなく、各所にも、同じやうな事が、起つて來たが、若し此騒動が、永引けば永引くほど、迷惑するのは毛利家であつて、幕府の

方は、一時、兵を引揚げたやうなもの、未だ全く、長州征伐は、止められたといふ譯では、ないのであるから、萬一にも、是が原因になつて、再び征長軍を、差向けられる事になつては、それこそ、毛利家の一大事である。其點に就ては、三條卿其他の人も、深く考へて居たから、それ迄にして、毛利家を、苦しめた所で、詮のない事でもあるし、自分等の前途も、甚だ心許ないのであるから、同情して呉れる、藩士等を宥めて、一時、九州へ立退く、といふ相談が、秘密に、進んで來た。折柄、吉川侯も、乗出して來て、斡旋の勞を執られたので、愈々、五卿は、九州へ、落ちて行く事になつたのである。

然し乍ら、毛利家は、どこ迄も、幕府に内密で、金や食物は、申す迄もなく、出来るだけのお世話をする、約束はあつたのだ。

五

俗論派の勢力が、盛んになつて、正義派が、屏息してしまつた爲に、毛利父子は、已む事を得ず、寺院に引籠つて幕府の命を、待つ事になつた。

當時、正義派の勢力が、世に認められたのは、長府ばかりであつた。されば、高杉は、博多から引返して、下之關へ、上陸すると同時に、段々、同志を説いて歩いた。第一に、太田市之進、佐々木男也の二人が同意して、御楯隊と南園隊は、それが爲に、高杉の思ふやうに、動し得る事になつた。然るに、どうした都合であつたか、一たび高杉と堅く約束した太田が、早くも違約してしまつた。それが判ると、高杉は、烈火の如くに憤つて、太田を、探し廻つたけれど、何處へ行つたか、姿を匿して、更に判らなかつた。

そこで、高杉は、酒樽を引携げて、太田の陣に、やつて來て、頻に酒を飲み乍ら、隊士を集めて、太田の胸甲變なき事を罵つて、果は、放歌高吟、殆んど氣の狂ふた、人のやうに騒ぎ廻る。これには、太田も、頗に弱つて、段々人を以て、高杉を宥めたけれど、高杉の怒りは収まらず、

「一旦、變節した者は、再び興するに足らぬ」

といふて、ひどく太田を、排斥してしまつた。

然し乍ら、高杉の熱心は、遂に諸隊を動かして、大分勢力を、作る事が出来たから、此上は、下之關へ乗込んで、奇兵隊を説かう、といふので、陸行は危険であるから、海路を取つて、行く心算で、海岸へ、出て來た。處へ、後から追ひ掛けて來たのが、野村靖之進であつた。

「先づ、高杉、待たつしやい」

「やア、野村か、何ぢや」

「足下は、何處へ行きなざる」

「下之關へ、參る心算ぢや」

「イヤ、それは悪からう」

「何故、悪いか」

「奇兵隊の向背も、甚だ曖昧だ、といふ事を、聞いて居るから、さういふ隊に、足下が、輕はずみに、入つて行くといふのは、却て禍を招く、因にもならうから、兎に角、一應は、其模様も探つてから、行つた方が可からう」

「折角の事ぢやが、其の忠告に、従ふ事は出来ぬ。奇兵隊の向背が不明ぢや、といふが、奇兵隊は、拙者が作つたものぢや。向背が、明も不明もない。今、隊長は、赤根武人がして居ても、彼の如きは、大島郡の土民から、出た者ではないか。大義名分が解らないで、不都合な事があれば、赤根を斬つて、義を唱へれば、差支へないぢやないか」

斯う言はれると、野村も、引留める事が、出来なかつた。

「それ迄の覺悟があるなれば、行つてみるが可からう」

を以て、高杉を宥めたけれど、高杉の怒りは収まらず、

「一旦、變節した者は、再び興するに足らぬ」

といふて、ひどく太田を、排斥してしまつた。

然し乍ら、高杉の熱心は、遂に諸隊を動かして、大分勢力を、作る事が出来たから、此上は、下之關へ乗込んで、奇兵隊を説かう、といふので、陸行は危険であるから、海路を取つて、行く心算で、海岸へ、出て來た。處へ、後から追ひ掛けて來たのが、野村靖之進であつた。

「先づ、高杉、待たつしやい」

「やア、野村か、何ぢや」

「足下は、何處へ行きなざる」

「下之關へ、參る心算ぢや」

「イヤ、それは悪からう」

「何故、悪いか」

「奇兵隊の向背も、甚だ曖昧だ、といふ事を、聞いて居るから、さういふ隊に、足下が、輕はずみに、入つて行くといふのは、却て禍を招く、因にもならうから、兎に角、一應は、其模様も探つてから、行つた方が可からう」

「折角の事ぢやが、其の忠告に、従ふ事は出来ぬ。奇兵隊の向背が不明ぢや、といふが、奇兵隊は、拙者が作つたものぢや。向背が、明も不明もない。今、隊長は、赤根武人がして居ても、彼の如きは、大島郡の土民から、出た者ではないか。大義名分が解らないで、不都合な事があれば、赤根を斬つて、義を唱へれば、差支へないぢやないか」

斯う言はれると、野村も、引留める事が、出来なかつた。

「それ迄の覺悟があるなれば、行つてみるが可からう」

「ウム、直ぐ行く事にする。此方面の事は、貴様と、伊藤の兩人で、然るべく纏まりの、つくやうにして、置いて呉れ。是れだけは、偏に頼む」

「委細承知した。其事に就ては、心配するな」

茲に於て、高杉は、野村に別れ、船に乗つて、下之關へ向つた。

赤根は、元からの武士でなく、土民の伴ではあるが、文武の嗜みも深く、才氣縦横、遂に奇兵隊の、隊長にまでなつたのであるが、此際に、その去就を過つて、正義派の排斥を受け、到頭、非業の最期を遂げてしまつたのは、返す返すも、惜しい事である。たゞ一旦の意見の行違ひから、悪い結果にはなつたが、善意を以て視れば、赤根は、武運拙き人であつた、といふのが、至當であらう。

されば、史談家に於ても、たゞ最後の行爲が悪かつた、といふ丈けを以て、赤根の爲人の總てを、抹殺して了ふ事は、公平でない。殊に、維新の功臣の一人として、其筋に、上申も爲れた、といふのだから、後年になつて、餘り赤根を、悪人として追窮するのは、面白くない、と思ふ。兎に角、當時に於ては、赤根といふ者は、甚だ怪しからぬ人間だといふ事に、決められて了つたのだ。

高杉の活躍と其死

一

高杉が馬關へ駆付け、奇兵隊を率ゐて、山縣と共に、萩へ押寄せた事になつたのは、慶應元年正月三日であつた。此日は、前日來の雪が、一層烈しくなつて來て、殆んど咫尺を、辨ぜざる程の、大雪であつた。その中を、二手に分れて、陸からは山縣が、奇兵隊を率ゐて、萩へ向ふ、海路からは、高杉が、藩の汽船、癸亥丸を奪うて、押寄せる事になつた。

玄海の荒浪を乗切つて、萩の海岸へ行く時、天候の險惡であつた事は、實に物凄程であつたが、流石に、高杉は普通の人と違つて、極めて氣力の、旺んな人であつたから、山の如き怒濤を、物の數ともせず、小さい汽船で、その荒波を乗切つて、萩へ押寄せた。藩廳の方でも油斷があつて、豈夫、此風雪を冒して、乗付けるといふ事は、氣が付かなかつた。

これは、高杉が、目的を果してから、後の事であるが、藩の勢力が、全く奇兵隊の手に、歸した時に、赤根武人は、その踪跡を、晦まして了つた。又、太田市之進は、鬚を切つて、高杉等に、違約の罪を謝した。此兩人は、初め高杉の計畫に、賛同したのであつたが、中途から節を變へて、却て、高杉等が、萩へ押寄せる事に就て、種々妨げをした、といふので、高杉は、非常に憤慨して、兩人の罪を糺さう、とした所から、斯ういふ始末に、なつたのである。

毛利侯父子は、幕府へ對して、謝罪の使者を、送ると共に、清光寺に引籠つて、後の御沙汰を待つ事になつた。此寺は、京都の興正寺門跡の連枝で、毛利家の菩提寺であつた。毛利輝元の、母の法號を、其儘探つて、清光寺と稱けた位で、長防二州に、末寺ばかりが八百もあつた、といふ程である。其寺へ引籠つて、謹慎を表して居たのだ。重役の多くは、高杉と、山縣が、水陸兩面から、押寄せて來た時には、山口の方に居て、萩の城内には、重役としては、栗谷準人が、唯一人、留守番をして居たのであるが、四日の夜になつて、下之關から、早打の注進が來て、奇兵隊が、城下へ押寄せて來る、といふ事を傳へたけれど、栗谷は、冷かに之れを、聞流し殆んど、問題にしないのであつた。

その中に、山縣の率ゐた、奇兵隊は、途中から、人數が、殖えて來て、今まで俗論派の爲に屏息して居た同志が、到る處で、馳せ加はり、其勢ひは、日に益々強くなり、伊崎の陣屋から、藏田豊後を、逐ひ拂つて、繪堂の戦ひでは、財間新三郎を討取り、その勢ひは、恰も破竹の如くであつた。

追々に到着する、早打の注進に依つて、初めて栗谷も、奇兵隊の勢力が、決して侮るべきものでない、と判つて、それから俄に、藩士に、沙汰を下して、防戦の準備に掛つたが、大勢は、既に去つて、奇兵隊に、同情する者が、彌多、萩城は、殆ど孤立の有様に、なつて了つた。

陸から進んで來た山縣は、存外、手間取れたが、海の方から進んだ、高杉は、却つて風浪の爲に、船の進行を援けられ、危いことは幾度かあつたけれど、山縣の率ゆる、奇兵隊よりは、二日も、早く到着した、といふやうな譯で、直に高杉は、上陸の手筈を定め、それから、萩城へ押寄せた。

急報を得て、栗谷準人は、三千人の兵を、城外に集めて、敵の來るを、待受けて居る處へ、高杉の率ゐる一隊が、攻め掛つて來た。然るに、此戦ひは、高杉の方が不利であつて、終に城へ、近づく事が出来なかつた。その事情を語れば、昔の武士には、實に義理の堅い所があつた、といふ事が解る。高杉の率ゐる、奇兵隊は、隊の

中でも、特に選抜して來た勇士ばかりで、之れを指揮するものが、高杉であるから、全隊し、栗谷の兵を、苦しめなければならなかつた筈であるが、存外、脆く打負けたのは、何ういふ譯であるかと、高杉も、不思議に思つて、段々、内情を探つて見ると、栗谷の陣に、諷つて居る、一引三星の旗を見ると、どうしても、思ふやうに力が入らなくなるといふ事が判つた。君公の御定紋に對して、双向ふのは、猶ほ君公に、抵抗するのと同じ感じがして、必死の力が入らぬから、那の旗を、どうかする事は出来ぬものか、との嘆聲を、漏す者さへあつて、高杉も、その内情が、判つて見ると、それに對して、何とか方法を、講ずる外なかつた。

二一

君公の定紋が附いた、旗印を見ては、充分に力を入れて、攻める事が出来ない、といふやうな場合は、現代の教育を受けた人などに聞かしても、殆ど信じられない位であらうが、あの時代としては、何れの藩でも、斯うした人情は、却々に深いものがあつた。

高杉は、それに就て、色々考へた末、城下の呉服屋から、白い布を取寄せ、自ら筆を執つて、一引三星の定紋を、描いた旗を、澤山に作つて、自分等の陣へ押立て、それから、兵士を集めて、一場の訓示をした。

『栗谷準人の方で、君公の御定紋のある、旗印を押立て、居るが、これは、幕府の命に従ふて、君公を寺院へ押籠め、更に幕府から、命が下れば、君公に、切腹を迫らうとする、不忠の考を、持つて居る、賊臣等が、押立て、居る、旗印であつて、決して、君公の思召に叶ふた、ものではない。』

我等の作つた旗は、君公の御許しこそ、得て居ないが、君公の危急を、救ひ奉らんが爲の義兵が、揚げる旗であるから、眞に君公の思召に叶ふた、旗印といふて、然るべきである。建武の昔、南北兩朝に分れて、相戦ふた時、尊氏も亦、北朝の皇統を、戴いて争ふたのであるが、併し、正統の皇

統を戴いたものは、新田、楠であつたから、假令、その戦ひには打敗けても、新田、楠の忠節は、今に至るも、人が激賞して、已まぬのである。たゞ徒らに勝負ばかりを、眼中に置いて、順逆の道を辨へぬのは、武士としての恥辱である。

我旗印に、双方向つて来るものは、總て毛利家の敵である。即ち城將、栗谷隼人は、猶ほ尊氏の如き者であるから、その考を以て、明日の一戦には、一同枕を並べて、討死をする覚悟をして欲しい。

乍、併、明日の午頃には、山縣の率ゐた兵も、到着する事であらうから、一同が奮戦して、その時刻まで、戦ひを續けて居たならば、此一戦は、髓に味方の勝利に、なる事は疑ひない。依つて、その覚悟を以て、大に奮戦す可きである。

と、得意の快辯を揮つて、大に煽りつけたから、一同の元氣は、昨日に倍して、非常な勢ひになつた。

その翌日は、朝暁の一戦に、栗谷の率ゐる兵を、散々に駆惱ました處へ、恰もよし、山縣の率ゐた、陸路の兵が、到着して、前後から差挟んで、城兵を攻付けたから、見る／＼うちに、城兵は、總敗北となつて、遂に栗谷も、討死をしてしめた。

栗谷を斬つて、首を、陣門に曝したが、其手に屬して居た、藩士に對しては、一切、特赦の令を下して、一人も罪にしなかつたのは、時に取つて、最も人氣を惹く、遣方であつた。

旗印の一條といひ、又、風雪を冒して、玄海の荒波を乗切つた事といひ、今亦、降兵に對する、臨機の處置といひ、高杉の遣方は、實に能く、灸所を押へて、少しの違算も、無かつた。

高杉と、山縣は、打揃ふて、清光寺に出掛けた。毛利侯父子に拜謁して、始終の事を申上げ、城内へ、お歸りになるやうに、と、お勧め申したので、藩侯父子も、涙を流して、兩人の働きを激賞し、奇兵隊の護衛を受けて、城内へ歸るを得た。

そこで、井上聞多を、牢の中から、眺けて来る。廣澤兵介、其他の正義派にして、謹慎或は閉門を、命ぜられて居たものは、悉く赦して、それ／＼に、役に就け、毛利の藩論は、愈々、武備恭順と、いふ事になつて、幕府へ對しては、何處までも、對抗して行く可く、硬派の説が、實現される事になつた。

今まで、匿れて居た、伊藤俊輔も、此時に、現れて来て、長防二州に貼出した、一切の布告は、伊藤が、みな認めたものである、と、傳へられてある。

長い間、正義俗論と、二派に分れて、軋轢して居た、藩士は、是を機會に、いよいよ一致する事になつた。茲に於て俗論派は、全く屏息して了つて、藩論の重い役は、總て正義派の人が、襲ふ事になつた。

かうなると、今まで、曖昧の態度を執つて、双方へ、赴かずに居た者迄が、みな正義派に、加擔するやうに、なつて来るから、どうしても、俗論派は、頭も上らない事になつた。況んや、俗論派に屬して居た者でも、その議論を變へて、正義派に、同意して来れば、總て其罪を許して、才能に應じて、重く用ゐる、といふ、遣方をしたので、彌々、人心は、正義派に、傾いて来るやうになつた。

三二

藩論は、愈々統一されて、幕府に對する方針が、武備恭順と、いふ事になつたから、高杉は、これから、各方面を巡回し、十分に士氣を、鼓舞して置かなければならぬ、といふ考で、各所を廻つて、下之關へ、出て来た。

折柄、山中成太郎、といふ人が、訪ねて来た。固より知己の間柄ではあるし、直に面會した。

『これは、山中氏、暫くて御座つた』

「貴下も、御壯健で結構ぢや。殊に、此度のお働きに依つて、貴藩の議論も一定して、お考へ通りに進まれる、といふのは、何よりの儀と、考へまする」

「而て、貴下は、何處から來なされたか」

「實は、先頃來、九州へ、參つて居つて、今、此處へ着くと、貴下が、來て居られる、といふ事を聞いたので、直にお訪ね申したのぢや」

「ハ、ア、何か用事でも御座つてか、それとも、暫く振りで、飲まうとてか……」

「イヤ、そんな、氣樂な事ではなく、實は、お知らせしたい事があつて、お訪ねしたのぢや」

「そりや、どういふ事か」

「外の事ではないが、貴下の世話に、なつて居た、平尾山の望東尼が、島流しになりましたよ」

「えッ、野村の婆さんが、島流しに……」

「左様、丁度、俺が、博多に泊つて居る時ぢやつた。豫て世話した藩士が、二三訪ねて來て、色々な話の序に、望東尼の事になつたのぢや」

高杉は、思はず膝を進めて、熱心に、聞いて居る。

「深い事は、其人々も、知らぬやうであるし、此方も、強て尋ねもしなかつたが、何でも、貴下を、匿まうて置いた、といふ事が、一つの罪狀に、數へられて居るらしい」

「ウム、成る程」

「それから、勤王派の有志を、屢々世話して、藩の御沙汰に従はなかつた、といふ事が、重なる事らしい」

これを知ると、思はず、腕を扼した、高杉が、

「實に、黒田藩の如きは怪しからぬ。假令、捕者を、匿まうた事があるにもせよ、又、藩の御沙汰に背いた、といふ

罪があるにもせよ、高が、世を捨てた、一人の女子ぢや。それを其儘にして置いたとして、どれ程の事を、爲し得やうか。況んや、他に致しやうもあらうに、流罪とは何事ぢや。元來、黒田ほどの雄藩が、此際に於て、首鼠兩端を、持して、動もすれば、勤王なるが如く、又、佐幕にも和する、といふ、今日までの遣方が、氣に容らぬ。望東尼は、一婦人でこそあれ、勤王の志を懷いて、今迄、同志の爲に、盡した功も、少くはない。又、拙者の爲には、鴻恩のある人、それと聞いては、捨て、置けぬ。早速、救ひ出す事に、爲なければならぬが、その流された島は、何處ぢやらうか」

「糸島郡の姫島へ、流されたといふ事は、隨に聞いて來た」

「フ、ム、姫島ぢやな」

「左様」

山中が、京都へ歸る事を延して、高杉の來て居るのを幸ひに、態々、訪ねて來たのも、之れを知らせようが、爲であつた。此人は、鴻池の舊主人で、却々、立派な人物であつた、といふ事だ。

山中に別れた、高杉は、すぐに奇兵隊の陣屋へ、歸つて來て、これから、望東尼を、救ひ出す準備に掛つた。高杉が、自ら姫島へ渡つて、望東尼を助けるにしても、先方には、相當の警固が、行届いて居るだらうから、此方

でも、それに對する丈の、準備はして行かなければならぬ。併し、藩士を使ふ、といふ事は避けて、成る可く、自分専屬して居る者の、手を借りよう、といふ考へで、先づ藤四郎、小寺幸兵衛、其他數名の者を、密に招いて、姫島へ同行して、望東尼を、救ひ出す手傳を、命じたのである。時に、小寺が、膝を進めて、

「野村の御隠居が、さういふ災難に、出遭ふて居るので御座いますか」

「ウム、意外な話であつた。今まで、少しも知らなかつたが、それと聞いては、一日も早く、救ひ出して、その苦しみから、免れさせなければならぬ。さうした境遇に、陥つた事を、少しも知らずに、今まで過して居たのは、何

とも申譯がない。お前が、知つての通りの事情ぢやから、拙者はどんな苦心をしても、救ひ出さなければならぬのぢや」

「御尤で御座います。併し、貴下が、お出でになる、といふのは、宜しくあるまい、と存じます。又、あの方の一人位、藤様さへ、お出で下さるなれば、私共は、土地の勝手も、知つて居りますし、如何様な工夫を廻しても、お救ひ申しますから、貴下は、矢張り、この下之關にて、お待受け遊ばす方が、宜う御座いませう」

此意見には、藤も同意で、高杉が、自ら行く、といふのは、面白くない。萬一、失策るやうな事があつては、長州藩の大事にも、關する事であるから、是非、後に残つて欲しい、といふ事で、遂に高杉も、兩人の言ふ事を肯いて、下之關で、待受ける事になつた。

四

小寺といふのは、前に詳しく述べた通り、高杉が、博多へ、逃げて行つた時に、暫く匿まつてくれた、石藏屋卯平といふ、魚問屋の主人である。

其後、黒田の藩論が、段々、變つて来て、幕府の方からも、黒田藩へ、言ふて来るから、そこで、佐幕派の重役が藩士の中で、勤王派と、氣脈を通じて居る者を捕へて、或は、牢へ入れ、或は謹慎を命じ、それ／＼處分をした。その餘波が、町人で、勤王派に、同情して居た者にまで、及ぶ、といふ、事になつて、石藏屋の身の上も、危くなつて来た。人の爲に、義侠を以て、能く盡してやつた。といふ、その志に感じて居る者が、藩の中にも、澤山あつたので、早くも無事を、卯平へ、知らせて呉れた。

茲に於て、卯平は、家を捨て、博多を脱れ、下之關へ、引揚げて来たので、それを、高杉が、拾ひ上げて、舊恩に報ゆる爲に、自分が世話をしよう、といふ事になると、卯平は、つく／＼町人が嫌になつたから、何でも、武士の一人に、加へて呉れ、といふので、そこで、奇兵隊の内へ、入れる事にしたのだ。

奇兵隊は、武士でなければ加入させぬ、といふのでなく、何人でも、隊長の鑑識に依つて、加入を許す事に、なつて居たのであるから、斯うした場合には、極めて便宜であつた。既に隊士の一人となれば、石藏屋卯平では、工合が悪いから、小寺幸兵衛と、氏名を改めて、立派な武士となつたのである。

當時、姫島へ流された、望東尼は、女ながらも氣丈であつたから、流罪の申渡を、受けた時も、更に驚かず、島へ来てからも、泰然として、少しも歎かない。粗野にして、窟屈な、囚屋に在つて、相變らず、平尾山の庵室に、居るやうな態度で、或は、筆硯に親しみ、或は、樂若心經を、寫しなどして、其日を送つて居たのは、流石であつた。其頃の歌の中に、

姫島の 浪の鼓の 夜る／＼に 聞くもうつゝの 心地こそせね

と、いふのもあつた。警固して居た者も、望東尼の態度が、いかにも、落付いて居たので、幾分の安心をして、殊に相手は、女性の事であるから、餘り難しくは、取扱つて居なかつた。

處へ、藤四郎と、小寺幸兵衛が、四五人の同志を率ゐ、風雨の夜に乗じて、姫島へ、乗込んで来た。警固の役人の隙を窺つて、巧みに望東尼を、救ひ出した。

此儘、島で、一生を終る事と、覺悟して居た、望東尼は、案外の思ひを爲した。自分が、斯うした身の上になつたのを、高杉が、早くも知つて、今、救ひ出して呉れるとは、夢にも思つて居なかつた。

殊に、石藏屋卯平が、立派な武士になつて来たのには、非常に驚きもし、且つ喜びもして、此人達の、爲る通りに任せて、下之關へ、送られて来た。

斯ういふ譯で、望東尼は、下之關に、永住の見込で、家を持つ事になつた。然るに、高杉は、征長軍を打破つてからは、倍々、藩中の人氣を、一身に集めて、どこまで延ひてゆくか、計り難

いほどの、勢ひをつくつた。高杉は、元來が、酒と女には、頗る節制のない人であつた。可成り放縱な品行を、つゞけて居たのみならず、征長軍を對手に、長い陣中生活に、病氣を押して、無理をしたのが因になつて、不治の疾患に罹つたが、本人は、左迄に重くも考へず、元氣一方で、押通して居たが、慶應三年の春を迎へた頃には、大分、病勢も、重つて來た。

同志や、友人が心配して、養生するやうに言ふたけれど、例の氣性とて、更に忠告を用ゐず、酒も飲めば、女も買ふ、といふやうな譯で、元氣に任せて、活動して居る事は、相變らずであつた。

高杉の病氣に就ては、今に至るまで、色々な説があつて、或は、悪性の梅毒に、罹つたのである、とも言ふし、無理酒を、飲んだ結果、脾胃を害したのだ、とも言ふし、又、肺病だとも傳へられて、その病氣が、何であつたか、といふ事さへ、更に判らないが、著者の信ずる處では、肺病といふのが、一番眞實らしい。梅毒も、道樂を爲た男だから、確にあつたには違ひないが、そのみが、命を奪つたものとは、思へない。

或日、非常に苦しんで、吐血をした。それが因になつて、ドツと、床に就いてしまつた。下之關の陣屋で、倒れた儘であるが、醫者の注意で、外へ身體を、移す事が出来なかつた。

此事が、早くも、望東尼へ知れたから、頻りに心配して、自分が、高杉を、救ふた事があるにしても、姫島で、終るべき身を、救ひ出して呉れた恩には、報いなければならぬ、といふ考へて、髪は、男の鬘に、結び直し、衣物も、男の通りにして、陣屋へ乗込んで、看病をする事になつた。

同志の中には、それを知つて居た者もあるが、兎に角、五十歳以上の人ではあるし、豫て聞及んで居る、野村の事であるから各々、見ぬ態、聞かぬ態で、許して置いたのだ。

高杉も、望東尼が、是れ迄に苦心して、看病して呉れた、といふのは、どの位嬉しかつたか知れない。看護を、受けて居る間に、或日、高杉が、筆を執つて、

面白き事もなき世に面白く
と書いて望東尼に見せると、望東尼はすぐに、

すみなすものは心なりけり

と附けたので、病苦に寢れて居る、高杉も、之れを見て、ニツコリ笑ふた。かゝる間にも、附合などをして、互に心事を、語り合ふて居た處に、昔の強い人の、床しい心が現はれて居るのではないか。

かくて、高杉は、療治が届かず、慶應三年の四月十四日に死んだ。世間の人は、花見だとか、汐干だとか、浮いた調子で、騒いで居る中に、高杉は、二十九歳の身を以て、冥土の客になつてしまつた。

望東尼も、其年の十月六日に、下之關に於て、死んだ。

花浦の 松の葉白く おく霜の 消ゆれば哀れ 一盛りかな

これは、望東尼の辭世である。

久坂玄瑞

一

土州の勤王家としては、武市半平太を、唯一人者と見てよからう。その直系には、中岡慎太郎が居る。傍系には、坂本龍馬が居る。同志の數から言へば、二百餘名に、上つて居るが、坂本、中岡を凌ぐ程に、實力を有つた者は、なかつたやうである。

武市は、その死が、餘りに早かつたから、世間には、廣く知られて居らぬ。坂本と、中岡の死も、維新の間に、死んで居るから、人物として、優れて居たにも拘らず、その割合に、知られては居らぬが、それにしても、坂本の方は、他の兩者に比べると、よく知られて居る。

諺に、死ぬもの貧乏、といふ事がある。全くその通りであつて、若し、此三人が、存命で居たならば、後藤、板垣、福岡、佐々木等の人は、あれ程に、早く榮達は、して居なかつたらう、と思はれる。

維新前と、維新後では、世態人情がすっかり、變つて居るから、維新前の傑人が、維新後に迄、其儘に、伸びて行くとのみは言へぬが、少なくとも、尙ほ十年位は、前の勢力も、續くであらうし、一と歩早く、世に知られた人は、その信用も、容易に、下落するものではなく、況して、拔群の識見を、有つて居る以上、一旦、獲得した位地は、普通の事で、揺ぐものではない。

そこに、下積の者や、一と歩後れた者の、悩みがある。餘程の實力を、有つて居ない限り、先輩を、追ひ越して行く事は、不可能であらう。

此事は、長州とか、或は、土州とかいふ、狭い範圍にのみ、限られる事情でなく、どこかの藩にしても、同じ事である。一々、その實例は擧げずとも、明治の初期に、名を成したり、若くは、位地を得た人と、落伍した者を、對照して見れば、すぐ判る事である。相當に、功名を立て、識見の上に於ても、大して遜色なき優れた人であつて、巷間に落魄して、悶々の裡に、世を去つた者は、少なからずある。

早く死んでも、忘れられぬ人があり、長生きをしても、一向に、知られぬ人がある。これは、人間の運不運で、何とも、致し方のないことだ。

松陰門下の、人々に就ても、それと同じ感がある。入江九市、吉田稔麿、寺島忠三郎等の人が、長生きをして居たら、どうであつたらうか。前原一誠の如き、維新後に、新政府の大官となつても、無慘の死を、遂げて居る人があり、又、廣澤兵介の如く、大人物の型にすつかり、嶮まつて居る人であつて、空しく、非業の刃に、斃れて居る。

それに反して、伊藤、井上、山縣等は、木戸、大村のなき後、或は軍閥の大御所として、若くは、文官の巨頭として、實に、その盛名を、保ち得たばかりでなく、死後に及んでも、多くの人の、尊敬を受けて居る。

若し、高杉が、生きて居たら、山縣は、どうなつたであらうか。それと同時に、久坂が、生きて居たら、伊藤や井上は、どういふ事に、なつて居たらうか。そんな事を、考へて見ると、死ぬもの貧乏、といふ諺は、世を欺いて居らぬ。

高杉と、久坂を、比べて見れば、松門の双壁であつて、高杉には、高杉としての長所があり、久坂には、久坂としての長所がある。それに、甲乙をつける事は、著者としても、好まぬものではあるが、久坂の方に、多少の歩を與へてもよい、と思ふ。

どちらも、維新前に、死んで居るが、高杉の名は、どんな者でも、知つて居るのに、久坂は、それ程に、知られて居らぬ。丁度、坂本が、よく知られて居て、中岡が、一向に、知られて居なかつたのと、同じ事である。

尤も、高杉と、坂本は、陽性の人であり、中岡と久坂は、陰性の人に近く、その性格が、行動の上にも、現れて來て、その聲名は、俗耳に入り難く、大衆の喝采を得るには、餘りに眞面目であり、且つ、じみでもあつた。

然し、同志の間に、重きを爲し、識者の認むる所となつたのは、兩者共に、同じ事である。武市は、高杉にも、感心したやうであるが、久坂に對しては、長者の如く、尊敬して居た。郷黨の同志には、先づ以て、久坂に、教を受けよ、といふ程である。

大西郷は、維新の功業が、全く成就した時、同志の集合した、席上に於て、『若し、今日に、久坂先生が、居られたなら、おいどん等は、どういふ事になつたらうか』

というて、餘りに浮調子で、騒いで居る者等を戒めた、といふ事が、傳へられてあるが、西郷の如き人でも、久坂に對しては、その死後に於てすら、先生と稱して、敬意を拂つて居る。

西郷や、武市に比べて、久坂の年は、十歳以上、若いのであつたが、人物の大小は、年齢に依るものでなく、その實質に、依るものである、といふ事は、これに依つても判る。

大學を出たのが、一年先である、といふ事を、基調として、之を先輩と稱し、卒業免狀の年月を見て、その人を、採用する、といつたやうな、今の時代に、大きい人物の、現れる筈はなく、いづれを見ても、コセ／＼した、高級小使の程度であるのは、時弊の一つとして、深く戒め、維新の當時に、立返るべき必要があらう。

久坂の事は、高杉と共に、一個の傑人として、尊敬すべく、高杉以下の人としては、どうしても、考へられぬが、

高杉は、大衆向きの人であり、その行動にも、潑刺たる生氣があつて、何となく、愉快な人である。

要するに、高杉は、意氣の人であつて、殊に、奇策縦横、青年の親分としては、持つて来いの、人物であつた。久坂は、學問もあり、思慮も深かつたけれど、生氣の點に於て、高杉に及ばず、その癖、鬱然たる氣魄はあり、議論の力で、ぐんぐん、押して行く時の、敵に對する搏力は、怖るべきものがあつた。

有體にいふと、著者は、高杉も好きだが、久坂も好きである。幕末の如き、あつた時代には、古い格を破つて、新しい天地を、開くのであるから、それには、元氣一杯の力を出して、どしどし、踏み荒して、行くに限るが、それには、高杉が必要な人であつて、斯うした意味から、高杉を、好きなのであるが、さればといふてあの時代には、さうした力ばかりでは、本當の革新は、出来ぬものであるから、久坂の如く、一切、理詰めて進む、といつた遺方も、必要なのであつて、而も、その理詰は、學究的の理詰でなく、犯し難き氣魄をもつ、理詰を要するのであるから、此點は、高杉の領域でなく、久坂を、俟つの外はない。

中岡の書いた物の中に、左の一節がある。

『第一、其卓識なる者を、久坂玄瑞と云ふ。此人、吉田寅二郎の門弟にして、英學も、少々仕り、夷情も、大に知り。此人、常に論じて曰く「西洋諸國と雖、魯王のパートル、米利堅のワシントン師の如き、國を興す者の事業を見るに、是非共、百戰中より英傑起り、議論に定りたる者に非ざれば、役に立たざるもの也。是非共、早く一旦、戰爭を始めざれば、議論計りになりて、事業は、何時迄も、運び不申」と云ふ。實に名論と、相考申候。其昔の證據と云ふは、大箇條二ツあり、一ツは生麥の擧也。是れは不計のもの雖、其國に益あること、實に夥し。是れより亥七月鹿兒島の戰爭を引出し、一旦の心外れども、藩論起る、全くは戰爭に基く。是れよりして、一國大に憤り、是非々々此の大恥を雪ぐと云ふ者にて、人材登庸、武備充實の論となり、西郷吉之助を、島より取出して、忽ち執政の役を設けられ、其の三州の中にも、人材なるものあれば、輕輩にても、執政にするとして、國論定まり、海陸

の實備、日々に出來、國政も大に一新し、實に目を醒まし申候」これに依つて見ると、中岡が、久坂の主張に、敬服したのは、勿論の事であるが、それに就て、階級打破、人材登庸、といふ事に、重點を置いて居るのが、頗るよい、と思ふ。

兎に角、長い間の太平に、一切の人間が、階級の枷に苦められて、不平を抱いて居た事は、覆ひ難き事實であつて、いづれの藩中でも、さうした點から、身分の輕い者が、奮然として、立ち上つて來た、それが、維新の變革に、基礎を爲したのである。

久坂は、天保十一年に、萩の城下で生れた。家は、寺社組の醫師であつて、父は、良迪といふた。

それであるから、久坂は、純な武人ではなく、家の業を繼ぐ、とすれば、病人の脈を執つて、その一生を、終るべき、運命に在つた人である。

幼少にして、父母に別れ、一時は、佛門に入つて、坊主の修業をしたが、それを嫌つて、還俗した後、江戸へ出て、學問を修め、元の身分になつたが、文久二年の十月、醫師を免ぜられて、藩學の教授になり、名を義助と改めた。十六歳の時、松陰の門下となり、其後、松陰の妹婿となつた。松陰は、久坂に對して、斯ういふ事を、言つて居る。

『玄瑞行年十八、有リ才有氣、駭々進取、非ニ僕輩能裁制云々』
察するに、今の高等小學時代、既に成年の實力を、學問の上で、有つて居たに違ひない。そこで、松陰は、斯ういふ風に、玄瑞を評したのであらう。

それにしても、階級制度が、確然として、守られて居る間に、何として、藻掻いて見たところが、動きやうはなく、醫者坊主は、どこ迄も醫者坊主であつて、所謂、天下國家の運動は、爲し得ない譯であるが、六百年來の武家制度を

破り、維新の變革を、見るに至つたのは、武門中の階級に、一大變動が、起つて來たからである。

三

毛利家を中心として、長く堅められた、階級制度は、大體に於て、斯ういふ風になつて居た。第一には御一門と稱して、宍戸、天野、相杜、太田、吉見、外二軒で、これが最上級の家門であつた。昔は、小さい大名の家柄で、元就が、覇業を爲し遂げてから、その臣列に、加はつたのである。宍戸だけは、その姓を、固持する事になつたが、其他は、いづれも、毛利家から、子供を送り、毛利姓を、名乗らせてあつた。祿高は、六千石から、一萬七千石に、及んで居る。

此外に、吉川家がある。元春の末裔であつて、支藩の格であり、岩國に於て、六萬石を領して居る。宍戸が、上格であつても、これには及ばなかつた。

長府、徳山、清末、岩國、之を支藩と稱し、永代家老として、益田、福原の兩家がある。その下に、寄組といふのがあつて、六千石から、二百五十石に及び、千石以上は、家老と稱し、國司、清水は、之に屬して居る。

大組と稱して、別に、八組ともいはれたが、之は、他の藩でいふ、馬廻役と同格であるが、千六百石から、四十石までに、なつて居た。

最も多いのは、中士の中位であつて、長井雅樂、周布政之助、志道聞多、廣澤兵介、高杉晋作、吉田寅二郎、來島又兵衛、桂小五郎、山田市之允、桂太郎等の家は、此部に屬して居た。

ずつと下つて、御細工人、船大工、足輕、仲間、陸尺等の別があり、之を卒伍と呼んで居た。入江九一、野村和作、山縣小助、伊藤俊輔、吉田稔麿、品川彌二郎、三浦梧樓、鳥尾小彌太等は、之に屬して居たが、田中義一は、陸尺の家に生れたのだ。

藩主の敬親は、前にも言つた通り、非常に優れた人であつたから、時代の流れを見て、階級の打破と、人材の登庸を、斷行するに至つた。

當今ノ事務ニ長ジ、才器人望有レ之、機密ノ參謀ニモ可ニ採用シ人材有レ之候ハバ、草莽間ノ者ニテモ不苦ニ付、其人物姓名等、不レ及ニ嫌疑ニ相記シ、印封ヲ以テ、支配々々へ申出候様、被仰付候事

支配とは、組頭のことであつて、その組下から、偉い者が出れば、組頭の譽れになるので、この布令が出ると、續々、申出るやうになつた。

地方組足輕に、屬して居た、入江九一。藏元附足輕の山縣小助、宮原庄兵衛。組足輕の品川彌二郎、山下新兵衛、杉山松助等は、終身士といふ事にあつた。これは、其人一代の士であつて、死亡と同時に、その資格は消滅するから、一般には、之を土器士と呼んで居た。

その立身の名目は『夙に吉田松陰に隨ひ、尊攘の大義を辨じ、志行嘉すべきを以て』といふのであつた。

浦靱負の家來、赤根幹之允、白井小助の二人が、無組士となつたのは、此時の事である。赤根は、大島郡の農家に生れ、僧月性の教をうけて、武門に志し、茲に迄、及んだのであるが、後には、奇兵隊の總督となり、名を、武人と改めた。

白井は、非常な傑物であつたが、放縱と、偏狹が、禍ひを爲して、晩年は、甚だ振はず、不遇、狷介の一生を送つた。井上正夫が『富岡先生』の藝題で、白井の片鱗を、現して居る。

後の子爵、林友幸は、其頃、半七といふたが、槍術の達人で、士籍に加へられ、三石四斗二人扶持を、與へられる事になつた。堀平三郎と、野村和作も、同列であつた。

下關の富豪、白石正一郎が、三十人といふ階級に、加へられた。其年の十月には、高杉晋作、長嶺内藏太、楢崎彌八郎、大和彌八郎が、政務座役になつた。

斯ういふ風に、今迄の慣習を破り、階級は、其儘であつても、どしどし、下の方から、偉い者が、飛込んで来るので、實際に於ては、階級打破が行はれたのである。
本格的な武士と、足輕や仲間が、同じ立場になつては、今迄のやうに、上下の區別を置いて、言葉を交す事は、出来ないものであるから、第一に困つたのは、貴殿とか、拙者とか、或は、貴様、其方といったやうな、言葉が、出て來ては困る。そこで、桂小五郎と、高杉、久坂の三人が、いろ／＼に工夫して、相手呼びかけるには、『君』といひ自分のことは『僕』といふ事にした。これが、だん／＼に弘まつて、明治時代の言葉となり、今でも、吾々が、其儘に、此言葉だけは、使つて居るのだ。

四

序に、藩兵の隊制について、その概略を、述べて置かう。
選鋒隊Ⅱ初めは、先鋒隊というたが、後に、先の字を、選と改めた。主として、八組武士の中から、氣概のある者を選んで、海陸の二部に分け、文久三年の、下關攘夷の際、大に働いたが、本格的な武士である、といふ氣位があつて、奇兵隊を初め、他の別働隊と、折合が悪く、遂には、俗論黨に屬し、慶應三年正月には、高杉、山縣等の奇兵隊にひどく叩きつけられて、解散してしまつたが、その一部が、干城隊として、戊辰の役には、相當に、働いて居る。遊撃隊Ⅱ文久年間、來島又兵衛が、長防二州の獵師、八十人を募集し、之に銃を執らせて、隊制を作り、京都へ押出したのが、其初めであつて、京都の役に、大敗の後、各種の隊を、合流させ、遊撃隊と、名付けたのである。神威隊、金剛隊、市勇隊、郷勇隊、勇力隊、狙撃隊、鍾秀隊、地光隊、好義隊、これらを集めたものが、遊撃隊であつて、其中の勇力隊は、山分勝五郎といふ、相撲年寄が、頭取となつて、下關に、屯集して居たのを、伊藤俊輔が、隊長となり、高杉が、博多から、歸つて來て、萩へ攻込む時、第一に駆付けかけたのが、此隊であつた。

金剛隊は、眞宗坊主の集團である。
其次が、農商兵と稱し、百姓町人を以て、組織したものである。
干城隊を、解剖すると、衝撃隊、浩武隊、精銳隊、集英隊、酬恩隊、龜山隊、致人隊等の集合であつて、干城の名は、藩主から、與へられたといふので、此隊の誇りに、なつて居た。
御楯隊は、御堀耕助、山田市之允、品川彌二郎の三人が、主として、組織したものである。御堀は、太田市之進のことで、山田は、後の顯義である。
其外にも、各種の隊はあつたが、煩はしいから、省く事にした。
奇兵隊は、久坂の發案で、その死後に、高杉が、大成したものである。士人を中心として、農工商から、志ある者を集め、穢多非人までも、取入れて、一種の義勇兵であつた。
各隊を通じて、いづれも、特色は、有つて居たが、奇兵隊は、その尤なるものであり、殊に、高杉が、頑張つて居たのと、維新の際には、山縣が、之を率ゐて、江戸へ、出て來たので、長州の兵隊といへば、すぐに奇兵隊を聯想し、有名なものとなつた。

久坂が、攘夷の運動で、京都へ乗出したのは、十八歳の時であつた。二十二歳の時には、長井雅樂を、向ふに廻し、堂々と、攘夷論を振翳して、大に争つたのだから、驚くべき事である。
長井は、毛利侯の寵臣であつて、一時は、藩の代表的人物であり、毛利侯の内意をうけて、公武合體に、働いた程の、勢力家であるが、久坂のためには、散々に惱まされて、結局は、切腹までに、追ひ詰められたのだから、久坂の擗力は、實に、偉大なものである。
幕政時代に、藩の重役であり、年も四十歳といふのだから、貫祿も、充分にあるし、藩侯の名代として、幕閣にも、

信用が厚かつた。さういふ人に對抗して、二十一二歳の若輩が、どうして、あれだけに、争ひ得たものか。それを思ふと、人間業ではないやうにも、思はれる。

五

長井の意見は、航海遠略というて、つまりは、開國通商に、落着くのであるが、攘夷論の火の手が、旺んに燃えて居る、其中へ飛込んで、開國通商を、高唱し得るものは、容易にあるまい。

鎖國といふても、それは、本當の鎖國ではなく、攘夷を叫んでも、それは、眞の攘夷でなく、その内容には、いろいろの策謀が絡んで居て、純な主張とは、云へなかつた。

それにしても、當時の大勢は、攘夷鎖國であつたから、それに背く者は、輿論の敵といふ事になる。どんな者でも、それを押破り得るとは、考へて居なかつたらう。

外夷に迫られて、幕府では、嫌々ながら、開國は認めてしまつた。強ひて拒めば、一戦に及ぶ外はなく、さうする事が、日本のために、よいか悪いか、幕府の役人として、それを考へた時、開國に傾くのは、止むを得ざる次第であつた。

然し、攘夷論は、旺んである。それに絡んで、勤王論が、起つて来た。幕府の悩みは、一と通りでない。

茲に於て、公武合體といふ、調和論が、起つて来た。萬事は、朝廷と、融合して進む、さうすれば、勤王論は、引込むであらうが、困つた事には、條約問題があるから、其點に於て、朝廷とは、融合し得ぬ事になる。

幸ひ、土州の山内容堂が、公武合體論で、進んで出た。容堂の背後には、吉田東洋が、控へて居た。東洋は、學者でもあり、藩の勢力家でもあつて、元來が、攘夷論を、快く思つて居なかつた。

幕府の方では、此問題の取扱に、苦んで居た所へ、山内が、表裏に立つて、幕府のために、働いてくれよう、といふのだから、大に喜んで、山内を迎へた。

そこへ、長州の方から、長井を以て、航海遠略の主張を、持込んでくれたから、幕府の喜びは、盲龜の浮木とでもいふか、長井を、歓迎したのは、當然の事である。

長井が、京都へ上つたのは、文久元年の五月である。その要件は、秘密になつて居たが、實は、敬親の代理として長井の意見を、朝廷へ、吹き込み、それが、首尾よく行つたら、すぐに、江戸へ出て、幕閣へ入説しようといふのであつた。

長井の意見といふても、無論、敬親の同意を得、敬親の意見として、入説するのであるから、その意見が、朝廷や幕閣へ對しては、重大な意味を、有つ事になる。

それ迄には、長井の苦心は、一と通りでなかつた。何しろ、藩内には、攘夷の意見が旺んであり、而も、松陰門下の俊才が、松陰の遺志を體して、働きかけるのであるから、何れも眞劍の覺悟は、勿論であつたが、身分や、年の上からすれば、長井の敵ではなかつた。

然し、天下國家の、大事に當つては、その身分や、年齢は、問題でなく、熱意と、氣魄が、物を言ふのであるから、長井としても、油斷のならぬ、相手とは、考へて居たであらう。

先づ、藩侯の心を、捉へて了ふのが、長井としては、大切な仕事であつて、若し、藩侯が、自分の意見を、容れてさへくれれば、大概なものは、押へつけ得ると、考へたに違ひない。

越前の中根雪江が、
『長防二州の中に、智辯第一に、選ばれたる雅樂なれば、國論の初發より、兩度、建白の事情、漏るゝことなく、落つることなく、順序を逐うて、三時間ばかり、流るゝ如く陳述せり』

斯ういふ風に、懷舊談の中で、言うて居るほどだから、長井の人物は、想像し得る。江戸へ出て、老中等と、對談した時の模様を、中根が、よく知つて居て、後になつてから、斯くの如く、傳へた程である。

又、松陰門下の、野村和作は、明治になつて、靖と改め、神奈川縣令になつてから、内務大臣に迄、昇つた人であるが、

『長井雅樂は、敵ながらも、天晴れな男で、風采は、坂東彦三郎そっくりで、辯舌は、今の金子堅太郎を、一層、調子強くしたものだ』

と、野村は、言つて居る位で、兎に角、長井の人物は、餘程、優れて居たらしい。

▲坂東彦三郎は、日本一の名優であつた。今の彦三郎ではない。金子は、今の伯爵である。

敬親と、膝組の話し合ひで、大體の意見がきまり、それから、京都へ、上つて来たが、朝廷へ、入説する前に、幕吏の誰かを、捉まへて置く必要がある。

その頃、京都に在勤して、朝暮の間に立ち、一切の事を、取仕切つて居たのが、奥右筆の早川庄次郎であつた。

長井は、早川に眼をつけて、先づ、用人の中村金十郎を、巧く取込んだ。その時代の事であるから、贈物の力で、其心を捉へ、それから、そろ／＼、本文に取掛るのである。

贈物とは、言ふ迄もなく、賄賂のことであるが、どういふ仕事でも、公邊に關係の事は、すべて賄賂が、先に立つのであつた。

長井が、國許へ、書き送つた、手紙の中には、その顛末が、詳しく書いてある。

『このたびは、庄次郎どのへ、御國産の唱へにして、五十金ほど、小さき箱入にして、遣し度き心得にて、用意仕り置候。何卒致し、庄次郎どのを、此方、味方へ、取込み置候は、先の手運びよく、可有之と奉存候云々』

此事は、後になつて、長井の罪狀とし、ひどく反對派から、極めつけて居るが、賄賂は、當時の流行であつて、此手段を執る外に、相手方を、引付ける手段は、なかつたのである。

長井の語る處を、聞いて見れば、公武合體といふのであつて、幕府のためには、此上もなき事である、と考へ、早川が、長井の運動に、好感をもつた事は、言ふ迄もない。

幕府側の手入れが、一と通り、濟んでから後、次には、朝廷の方へ、取りかゝつた。

公卿の間に、信用があり、その方面に、立働いて居た、甲谷兵庫といふ者が居た。長井は、甲谷を、味方に引入れ、その周旋を得て、正親町三條實愛へ、面會する事を得た。

これは、早川を、説付けるのは異つて、長井一流の、智辯を振つたことは、言ふ迄もない。

『朝廷と、幕府の間が、昨今の如く、紛糾して居ては、天下の和平は紊れ、外夷に對する、國家の威信にも、重大な影響をもち、つまりは、外夷のために、追ひ詰められるのは、必定のことである。』

朝廷の思召としては、幕府を以て、關東の代官とし、それ以上に、重くは、思召されぬであらうが、實際から申せば、家康以來、内治外交ともに、幕府へ、御委任に相成つて、幕府から、奏上いたす事は、其儘に、お聞濟みに、なつて居たのが、從來の慣例であつた。

然し乍ら、昨今では、時勢も一變して、幕府が、朝廷の主權に迄、立入つての取計ひは、宜しからずとの意見が、だん／＼、旺んになつて来て、それが爲に、處士横議の風が、強くなつた爲に、朝暮の間に、不穩の氣が漂ひ、延いては、外夷との對談にも、ひびきを有つやうに、なつたのであるから、先づ以て、朝暮の間を、融和せしむる事が、差當つての大事である。

次には、外夷打拂ひの一條であるが、これとても、國內が、和協一致して、初めて、行ひ得ることとて、國內が調はずして、斯様な事は、行ひ得るものでない。

鎖國攘夷といふ事に就ても、國內の議論を、一致せしむる必要がある。自分の考へては、鎖國にも、一理あるが、開國にも、亦一理あると思ふ。開鎖、いづれにしても、相手があつての事で、相手を、押へるだけの、實力を有つて居なければ、どちらを取るにしろ、行へぬことである。

従つて、攘夷の説にした所で、一人や二人の外夷は、如何様とも、相成るであらうが、新しい武器を擁して、戦さ仕掛けに、押寄せて来た場合、之を、どうするかといふ事が、決まつて居なければ、攘夷の結果は、恐ろしい事になる。

どこ迄も、鎖國で、押通すことが、出来るか、といへば、先づ、むづかしい事では、あるまいか。結局は、此争ひも、開國となつて、納まりがつくものと思ふ。

然らば、開國の心を以て、鎖國を唱へる、といふのでなければ、議論の本筋ではない。攘夷とても、その通りであつて、國家の恥辱は、國內の不一致から、起つて来るものである。

そこで、航海遠略の名に依り、こちらから、進んで國を開き、通商を盛んにして、外國の長を採り、我國の短を補ひ、國力を充實させてから、如何様の處置を執らうとも、それには、異論を申す者もあるまい。そこで、朝幕の融合が、差當つての急務である。

六

六月二十三日、長井は、江戸へ着いて、それから、幕府へ、建白の手紙にかゝつた。其頃、江戸には、世子長門守

が、詰めて居たので、その諒解を、求める事にした。

長門守には、多少の異見はあつたが、大殿の敬親が、既に承知して居るので、如何とも、爲し得なかつた。

七月二十日には、長門守が、自身に、老中久世大和守に逢うて、長井から建白の事を、内談に及んだ。

其前に、早川が、歸つて来て、久世の耳には、長井のことを、容れて置いたから、久世は、長門守の話を聞いて、其夜、長井を、役宅へ招いた。

此時、長井は得意の智辯を振つて、約三時間も、談論した。態度もよく、辯舌も爽かであり、老中を相手に、長井は、のしかゝるやうにして、説付けたのであつた。

久世は、魔睡をかけられたやうになつて、長井の談論に、引付けられてしまった。大名の家來にも、かうした傑物が居るか、といふ感を深くした。

かくて、長井の手から、幕府へ、建白書が、提出されたのである。その文章は、堂々たるもので、長井の意見が、遺憾なく、盡されてある。

近年外國より、種々難題申立候趣相窺、不慮の變も出來、内外とも、御煩慮の御時節と、奉_レ恐察候。勿論、廟堂の御籌略は、外向より可_レ奉_レ窺様も無_レ之、御歴々御評議、御遺策可_レ有_レ之とは不_レ奉_レ考、彼是以、事ケ間敷申立候ては、越俎の御譴責、奉_レ恐入候得共、當時勢、皇國の御榮辱に、相拘り候儀も、可_レ有_レ之哉と、奉_レ存候に就ては、區々の鄙夷、日夜難_レ忘、不_レ得_レ止事、無根の世論にも心を留め、迂僻の議論を取り、御政體にも、相拘り候儀を、申立候ては、猶更、恐懼の至に、御座候得共、右鄙誡の所被_レ聞召、不_レ惡御取計、被_レ成下候様、奉_レ願候。

右申立候旨趣は、先年以來、度々申立候通、待夷の御良策は、公武御一和、觀旨御遵奉に基き可_レ申と、數年相含候鄙見に、御座候處、去年以來、公武の御間、御議論齟齬の儀有_レ之、於_レ世上_レ奉_レ窺種々雜說紛興仕、段々御手煩も

差起、餘程御配慮にも相成候哉と奉_レ窺候。竊に、所_レ由を愚見仕候處、先年外國へ和交御差許、條約御取替しに相成候儀は、素より、無_レ御據_レ御場合有_レ之候ての儀に候得共、癸丑甲寅以來、大に奮激の人氣、一旦屈摧仕り、偷安の人情、一日の無事を貪り、終に、一統退縮之世風に相成、御國體更張の期無_レ之儀、相成可_レ申哉、氣節を負ひ、慷慨を抱き候者は、外夷の威力に壓され、安を偷み、戰を忘れ候俗情より、斯様相成候儀と、存詰め、猥りに公儀の御處置を、如何敷批判仕り、觀慮の旨は、鎖國の御舊規を、御確守被_レ遊候様相唱へ、破約戰爭の儀を主張し、壯年血氣の者の、憤言激行を醸成し、且又、彼我形勢を考へ、彼の功利技術を味ひ候者は、開國の説を主張仕、猥に吾國の正氣を挫き、商賈貪婪の風に染漬し、議論紛々、兩端に分れ、一旦攻撃の形を爲し、人心恟々、土崩瓦解の勢と可_レ申哉、天下の勢ひ、合へば強く、離れば弱し、此支離解散の人心を以て、夷虜に御當り被_レ成候をば、甚御心遣の儀と奉_レ存候。

然るに、右鎖國開國と申候は、征夷の御大體、關係重く候得共、其根本より見候得ば、是等は、枝葉の説とも可_レ申哉、公儀の御議論、草野の可_レ伺知_レ事には、無_レ之候得共、斯く枝葉の是非を以て、御違却出來仕候筋には、有_レ之間敷と奉_レ存候。其故は、能く可_レ守して之を攻め、能く可_レ攻して守るは、兵家の常典、鎖すること能はざれば、開く可_レからず、不能_レ開、鎖すべからず、御國體相立たず、彼が凌辱輕侮を受け候ては、鎖も、眞の鎖にあらず、開も眞の開に無_レ之、開鎖の實は、御國體の上に在るべし。御國體相立ち候へば、開鎖和戰は、時の宜に隨ひ、守株膠柱の儀は有_レ之間敷。然るに又、御國體を、相立候基本と申候へば、大倫大義を明かにして、天下の議論統一、人心和協の御處置に、可_レ有_レ之哉。右物議紛々相起候本意を、熟考仕候ても、公武の御間、純然御合體にて、御國體相立候外、有_レ之間敷、種々雜説、御手煩も差起り候は、其末弊に可_レ有_レ御座候に付、其源を塞ぎ、其流を御治め被_レ成候は、御鎮定強て御手間被_レ爲候儀は、有_レ之間敷候。往昔草昧の世と違ひ、當御治世以來、厚き御世話を以て、文教大に開け、理世の時にて、君臣の道を可_レ崇事は三尺

の童子も、口に藉候様、相成候に付、是迄とても、聊か無_レ御疎_レ御事には候得共、天下の大經を、被_レ爲_レ立候儀は萬々御厚重に、被_レ爲_レ在度事に候。此時勢に當り候ては、今一際、天朝御崇奉の御取扱振、世上へ相顯れ候は、天下の人心感服仕、右物議御鎮靜容易に相整、御國體の基本も、相立可_レ申哉に付、速に開國の御大規模を被_レ相立御國體嚴然と相立候様、御國論を被_レ相立候事と奉_レ候。

左候て、御手を下さる處は、武備益々御擴張にて、航海の術廣く御開き、人々心膽を練り、智識を發明する道に向ひ、諸藩とも、大情熟知の上は、彼が恐るゝに足らざる處を知り、我が恃むべき良策も、相立可_レ申、此非常の時に當り、中興の御大業も、被_レ爲_レ立度事には候得共、人心の折合方、深く御安思被_レ爲_レ在候由、過る巳年、御沙汰之趣も有_レ之、制度御改め、航海の術御開き等の儀は、疾に御評決被_レ爲_レ在、今更當否利害等、不_レ及_レ申上儀に可_レ有_レ之、其後追々、御沙汰の趣も奉_レ伺候て、乍_レ憚_レ御趣意筋、奉_レ恐察候。

然る處、今以、御國內一統、耳目一新仕候様、御沙汰無_レ之候ては、何分御深謀爲_レ在候御事に、可_レ有_レ御座哉の段、可_レ奉_レ伺筋に、無_レ之候得共、宇内の形勢は、年序を追て相開候に付ては、今日の如く、御國論御變革の機會に臨み候も、自然の勢に可_レ有_レ之、若舊習に泥み、漸々時勢に被_レ押移、無_レ據御變革相成候ては、御手後れに相成のみならず、却て、人心の折合にも、相拘り可_レ申哉と、深く奉_レ恐入候儀に付、右御國論、速に御決定相願候儀に御座候。

右の通り、御合體の御取扱顯然と相成、天下の人心感服、御國體嚴然の御國論、被_レ相立候は、定て觀感も可被_レ爲_レ在、素より、開鎖の體へ御泥み、被_レ爲_レ在候儀に有_レ之間敷候に付、觀慮より被_レ爲_レ起、右御國是の旨、勅定を以て被_レ爲_レ仰出、右を御遵奉被_レ遊、臺命を以て、列藩へ御沙汰相成候は、義理判然、人心深感服仕、退縮の氣一旦進張に相改り、偷安の陋習も奮發仕り、神州億兆の人心、一團の正氣と相成り、前後種々の物議も氷解仕、毫末内顧の御患無_レ之、御國威凜然と、五大洲へ相振候御大業も、成就可_レ仕哉と、迂僻の私見に御座候。

右は御廟議の上に於て、大海の涓滴にも、相成度心懸候にも、無之候得共、數代無限御寵命を奉戴、御恩澤に浴し居候に付、兼々報效の心得に罷在候に付、不圖一時勢感發仕、不顧僭妄申出候は、只々食芹之味進獻仕度、區々鄙誠、不惡御亮察被成下不都合の儀も御座候は、御聞捨被下度、重疊奉願候。委細之儀は、演説を以、可申上候、以上

執筆者は、山縣半藏であつた。

此人は、藩の儒者であり、人物も、しつかりして居た。世間では、どうかすると、山縣有朋と、取り違へることがある。

有朋は、卒伍の出身であるが、半藏は、藩の重臣であつた。幕府が、征長軍を出した時、半藏は、実備後介と名乗り、毛利の代表として、廣島へ出かけ、小笠原重政守を、向ふへ廻して、談判の衝に當つた。

明治になつてからは、実備後となり、初めは、支那公使を勤め、晩年は、貴族院議員として、世を終つた。

この建白書を、讀んで見れば、長井の意見を、文章にしたのだが、他人の意見を、これ程に、書き現はすだけの力は、有つて居たのだから、半藏も、普通の人物ではなかつた。

七

長井が、公武合體の意見を、幕閣へ、進言したのは、其前からの事であつて、安藤對馬守とは、屢々、對談して居る。それであるから、幕閣に於ても、長井に對しては、好感を有つて居たことは、勿論であるが、いつか知らず、その秘密は、外間へ漏れて、正面から、長井の排斥を、策動する者があり、又、長井と、同じやうな事を言つて、交ぜ返しに、飛込んで來るものもあつた。

薩藩の如きは、曖昧な立場から、口にはいはず、態度のみを以て、公武合體らしい、振舞を見せつけた。つまり、長州藩をして、得意の立場を、作らせる事に、水を差した譯である。

それらの事には、大して困りもしなかつたが、長井の、最も苦んだのは、藩内の反對であつて、之を押へつけるには、可成りの、苦心をして居る。

元氣な、若い連中が、激しい議論をして、騒ぎ廻ると、長井の方から、面會を求めて、膝詰めて談じ込む。さうすると、大概のものは、ギヤフンとなつてしまふ。

けれども、心から、恐れ入つたのではなく、長井の見識と、態度と、位地に、押付けられて、止むを得ず、恐れ入るのであるから、その反感は、益々、激しくなり、外に向つて、長井の攻撃をする。これには、長井も、非常に苦心したが、何とも、致し方がなかつた。

文久二年正月十五日、坂下見附で、水戸の浪士が、安藤對馬守を、要撃したことがある。この事件に、秘密の關係を、有つて居たところから、桂小五郎が北の町奉行に、取調べを受けて、大に困つて居た。

伊藤俊輔から、志道聞多が、之を聞いて、桂の救済にかゝつた。志道は、長井と、幕閣の間に、一脈の通じて居るものがある事を、知つて居たので、長井へ持込んで、桂の救済を頼んだ。

茲に於て、長井は、自分へ對する、松陰門下の連中が、非常な反感を有ち、色々の策動をして居る事を、よく知つて居たので、之を幸ひとして、幕閣の人々を説付け、桂を救ひ出した。

長井は、こんな事までして、若い連中の心を、取入れようとしたが、救ひ出される迄は、長井に、好感を有つやうに見せかけ、事件が済むと、また反對を始める。どうにも、手のつけやうがなかつた。

周布政之助は、初め、長井と、同論者であつたが、いつの間にか、反對するやうになつた。周布が、味方をすれば大したものであるが、反對に立たれたら、恐るべき敵であつた。

元來が、毛利家の世臣でなく、人材登庸で、寺小屋の師匠から、引上げられた人である。人物としては、極めて優れて居たから、トシ／＼拍子で、政務座役にまで、登用されたのであるが、松陰門下の連中とは、最も親しくして居た。

長井が、江戸に出た後、久坂から、説付けられて、周布は、變説した譯である。久坂が、人に對して、談論する場合、その搏力は、素晴しいものであつた。周布ほどの人物でも、久坂には、どうかすると、押しつけられる、傾きがあり、殊には、若い連中を踏臺にして、一と仕事、しようといふ、野心も手傳つて、松陰の門下には、調子よく、交際して居た。

長井は、一先づ、歸國して、今迄の経過を、敬親へ復命し、更に、上國するつもりであつた。

其頃、長井は、藩主の名代として、京都や江戸へ、出て居るのであるから、その身分にも、相當の注意が拂はれ、藩侯からは、破格の拔擢で『中老に准ず』といふ、御沙汰を受けた。

つまり、永代家老に並いで、中老であつて、百五十石から、三百石になつた。必要から起つた、昇格沙汰ではあつたけれど、藩臣の間には、猜忌の眼を以て、視られるやうになつた。

『長印は、この十二頃より上京、幕府大目附など、一同出都の積りに候處、閑老の中、大快の族、一人これ有り當分見合せ居り候、長印、殊の外の支度出来候、中老の人張とかにて、本棒の駕籠、供先、達道具、對箱、引馬先徒士四人、駕籠脇六人、揚々然たる得意の氣取、想像下さる可く候』

長井が、得意になつて、道中筋を、往來する様を、こんな風に書いて、嘲つた者さへある。

却説、長井は、江戸から、京都へ立寄り、すぐに、中國筋を、國へ急いだ。尾ノ道まで來ると、跡の方から、早駕籠を飛して、やつて來る者がある。それは、周布政之助であつた。

そこで、長井は、周布を呼びとめ、道端の茶店に入つて、いろ／＼と話し合つた。どうも、周布の調子が、少し變

つて居るので、

『足下は、江戸詰の政務座役で、君公の御出府遊ばす迄は、江戸に居るべき筈であるのに、どういふ譯で、國許へ、急ぐのであるか』

『役目の責任は、よく心得て居るが、江戸の方にも、大切な御用が起つて、君公の御出府を、お待受けする事が、出來ぬために、大急ぎで、歸國をするのだ』

『さういふ事情があるかも知れぬが、兎に角、江戸詰と、きまつて居る者が、私に歸國するのは、穩かでない。大切な御用は、拙者が、承つてもよろしい』

『いや、それは話せぬ』

『どうしてか』

『貴殿に、話をして濟むことなら、急いで歸國する必要はなく、又、此所から、引返してもよい程の事なら、急いで參る譯もない。それに、江戸の狀勢も、貴殿が出發した後、大分、變つて來た』

『どういふ風に、變つて來たのか』

『公武合體とか、航海遠略だとか、いふやうな、迂遠な議論を、唱へて居る時代ではない、といふのが、江戸の大勢だ』

『それは、可怪しい。元來、拙者の意見には、足下も、大に同意せられて、山縣に書かせた、建白書についても、足下の助言があつたのではないか』

『それには違ひないが、あんな議論は、もう徴が生へて居る。今は、攘夷でなければ、何としても、動きはとれぬぞ』

『馬鹿な事を言ひなざるな。攘夷などは、書生の暴論で、眞に天下を思ふ者は、そんな事に、心を動かす事は出來ぬ』

「然し、今の場合、開國論などを、唱へる者は、少數の蘭學者であつて、眞の憂國者には、容れられぬ愚論だ」

「フ、ム、さうすると、足下は、白面の書生に引づられて、攘夷の暴論を、唱へるやうになつたのか」

「暴論といふのは、チト言ひ過ぎるだらう。すべて、天下國家に、志ある者は、生命を賭けて唱へる議論は、それ

それに、正しいと考へて居るのだから、暴論などといふ事は、言はぬがよい」

「愈々以て、足下は、松下塾の、書生等に、引づられたな」

「貴殿は、暴論とか、書生とか、いふやうな事を、動もすると、言出すやうだが、松陰の門人には、却々、偉いのが

居るぞ」

双方の主張が、茲に迄、せりつめて來ると、何としても、後へ引く事は出來ぬ。到頭、二人は、喧嘩別れになつた。

長井も、周布も、一廢の人物であつたが、その性格は、可成り、異つて居る。長井は、一本調子で、自分の説を、

どこ迄も、固持する風があり、倨傲尊大で、人を眼下に見る風があつた。

周布は、豪放不羈、小さい事に捕はれず、それで居て、時勢の變轉と、人の動きを視て、變化をする事を、知つて

居た。

長井が、周布と、激論を闘はしてから、周布の感情は、長井によくなく、段々と、離れて行つた。長井のためには

これが、少からぬ、不利を醸した。

自信の強い、長井のことであるから、周布に背かれても、大した事に思はず、自分は、どこ迄も、今迄の主張で、

押通すつもりであつた。

周布の言葉の中に、江戸の状況が、變つて來た、といふたのは、嘘を言つたのではなく、長井が、出發した後に、

幕閣の中から、長井流の公武合體に、異論を唱へる者が、出て來たのである。

同時に、京都に、於ても、長井の説に動かされて、航海遠略を、可とした者は、あつたのであるが、久坂を初め、

攘夷派の連中が、必死の運動を、始めたので、正親町三條等も、手を引くやうになり、廟議は、極端な攘夷論に、傾いて來た。

それらの状況は、長井の智辯で、或は、引戻し得たかも知れぬが、どうしても、長井の立場に、動きのとれぬ事が

起つて居たのだ。それは、孝明天皇の御宸翰が、攘夷派の公卿に、示された一事である。

御 宸 翰

夫聖人に非ざるよりは、内安ければ必ず外の患ありと。方今天下二百有餘年、昇平に慣れ、内、遊惰に流れ、外武備を忘れ、甲冑朽廢し、干戈腐鏽す。卒然として、夷狄の患起て、不能應之、終に、癸丑甲寅の年あり、有司益、駕馭の術を失ひ、事、模稜多し。是を以て、戎虜不知所恐懼、求微無鑿條約を定め、開市を通せんことを請ふ。幕府因循、不能拒其請、丁未の年、以旗下小吏奏聽。朕知其誣罔斥之、翌午年二月、幕府、以老吏堀田備中守及二三小吏登京、事情を陳じ、切請不已。朕、熟案、古今夷狄之憂、雖不少、近年の如く甚きは、未レ有之也。若一旦親狎之、腫流穢漲、神州陸沈し、朕が世に至て、初て金甌を缺けば、何以、先皇在天之靈に謝さんやと、審思熟慮し、群臣に諮詢するに、皆其不可なることを白す。又、列藩内密忠言の者不少。乃ち幕府に命じ、天下の大小名に令し、務めて時宜を陳せしむ。然るに、幕府命を抗じ、肯て之を、天下に示傳せず。朕深く憂慮し、未だ處置すること有らず。於是、群臣八十八人、奮然として奏狀、以て朕が意を贊す。又或曰、朕若幕府の請に不從は、必承久元弘の事を爲さんと。然れども、朕何ぞ一身を以て、祖宗の天下に易んやと、卒に重て命ずるに、前令を以てし、次で幕使を返らしむ。又使を發し、幣を三社に奉じ、戎虜の、國體を汚損することなく、人民、其生を安せんことを祈請す、庶幾くば、弘安の先蹤を繼んと。豈圖らんや、旬日の間、幕吏、朕が命を不レ用、遂に條約を定め、通商を許し、片紙を以て奏曰、時勢切迫、不得止事也と。朕殊に、其侮慢非禮を、怒ると雖も、未だ遽に、之を讓責せず、三家或大老を召し、其仔細を、尋ねんとす。然るに、尾水其餘、二三の藩臣を

籠居せしめて、又曾て命を不_レ奉、次で前將軍薨去せり。又忠言するもの有り、曰、嗣子幼若、將軍に任ずること無く、暫く其爲す所を見て、而後任_レ之よと。然れども、直に其職に任じ、其人を以て、其職を盡さしめんとす。然るに將軍幼若、有司柔情、朕が意に稱ふことを不_レ知、嘗て攘夷の念なく、却つて之を親昵し、剩へ、正義の士を排斥す。朕、其三家三卿等を、召せども不_レ來、剩へ正義有名の藩臣を、退隱或は禁錮せしむ。其積鬱の餘、激して變を生じ、外夷其虚に乗ぜんことを憂慮し、特命を幕府水府に下し、天下の大小名、同心合力、幕府を補助し、内、奸吏を除き、諸藩勤王の心を慰め、外、黠虜を攘ひ、各國窺々の念を、絶たしめんとす。然るに、皆朕が意を體し、其命を海内に示傳し、天下一心戮力、徳川を補佐し、外夷征殄の議を興さず、却つて、公武不和の難を醸す。朕深く之を憂ふ。其間、事々紛々、言ふ可きこと難し。然れども、其一二を言はん、人々以爲く、幕府如此衰弱不振、我狄如此猖獗不_レ懲、然則、外患、何時止まん、神州正氣、何時回復せん、人民、何時生を安ぜん、是、豪傑英雄の將軍にあらずんば、治むること不能と。三家三卿の中、一橋は英俊なるを以て、之をして、其職に當らしめば、能く、大事を成就せんと。是以、草莽有志の士、其事に、周旋奔馳するもの有り。又其間奸猾、其意を快くせんとするもの有りて、事多く、朕が意の如くならず。不日にして、間部下總守登_レ京、幕命を以て、天下の事を論ずる者、一切縛收して、之を江戸に下し、次で四大臣落飾幽居し、正義の士、是に於て盡く。下總守、幕議を白して曰く、條約押印の事は、先役備中守の所爲にして、當役の知る所に非ず、即今條約を破り、通市を止むるときは、外國に不信を傳へ、彼が怒を激し、異變、不測に生ぜん、環海武備、未だ充實せず、且大奸、内に在り、若、外患起らば、内憂之に乗ぜん、然らば天下土崩瓦解、如何ともすべからざるに至るべし、希くば、幕府の申す所に従ひ、姑く天下の時勢を覽んことを、必_レ經_レ年して、戎虜を掃攘し、神州の正氣を回復せんと。是以、朕不_レ得_レ止事、意を枉げて、其請に任せ、以て天下の情勢を見る。其後、庚申四年三月三日、水府浪士、井伊掃部頭を刺すこと有り。其所爲は、亂暴に似たりと雖も、其所_レ懷中_レの書狀を視て、其意を察すれば、深く、外夷の跋扈を憤怒し、幕

府の失職を慨歎し、死を以て諫むるに在り。是、朕が嘗てより所_レ憂也。又其後、墨使を刺んとし、又東禪寺の件に、皆其意、斯に基づけり。其餘外夷の陸梁なる、對州の事、二ヶ國相増の事、兵庫より陸行、江戸に到るの事、海岸測量、殿山を借與の事等、朕一々、幕府に、其然らざることを責むれども、幕吏奏曰、是皆、一時之權宜而浪華開商延期之術策なりと。又奏請曰、外夷を掃殄するに、天下一心、戮力にあらずんば爲し難し、故に和宮を以て、將軍に尙し、公武一和を、天下に表し、而後、戎虜勦絶に可_レ及なり、不_レ然は、公武の間を、隔絶せんとするの奸賊あつて、外夷拒絶に及び難しと。朕念ふに、先帝遺腹之妹を以て、百有餘里の外に嫁し、而も、古來希有之武臣に尙せんこと、朕が心、實に忍びざる所なり。然るに幕吏切に、内外の事情を陳述し、朕が憐みを乞ふて不_レ止。朕も、心に忍びざると雖も、祖宗之天下に代へ難し、意を決して、其請を許し、十年を不_レ出、必然、外夷攘除の事を命じ、且海内大小名に、朕が意を傳示し、武備充實せしめんとす。幕吏、連署奏狀、皆朕が命を聽く。故に去冬、和宮入城の事に及べり。然るに今春に至り、幕吏安藤對馬守、浪士の爲に刺さる。是等皆、掃部頭を刺せし者と、同意の者にして如_レ是輩は、死を視ること、歸するが如く、實に勇豪の士なり。嗚呼、此輩をして、少しく其憤鬱する所を伸べしめて、諭すに、丁寧誠實の言を以てして、暫く、其勇氣を儲へしめ、他日非常之變に用ひ、其をして、先鋒たらしめば、堅を衝き、銳を挫くに於て、何の難きことかあらんや、誠に愛む可きの士なり。幕府意を、斯に注がず、日夜、猶其餘黨を、探り索むるよし。是惟に怨を天下に構へて、事に於て益なく、其本に反らずして、只々威力を以て、制せんとせば、是を捕ふれば、又彼に生じ、天下の變、止む時なく、終に、大患を激生するに至らん。是朕が、深く憂慮する所なり。聞く翌十六日、將軍拜廟の事あり、有司前日の變を以て、拜廟の事を、延引せんことを請へり。然るに、將軍曾て拜廟之事を不_レ廢して、之を行へりと。朕其寛量を愛す。因て思ふに、庚申三月以來、九門外に守兵を置き、又關白里亭に兵士を置き、或參朝に武士を具して非常に備ふと。是等、朕が深く慚憂する所なり。因て又思ふに、往年、三社に奉幣せし以來、神州の汚穢を、洒掃せんことを、朝夕禱請して不_レ怠、又法樂至今猶之を行

ふ、幾庶くば、以て前の志願を全ふして、之を終んと。去年元を改め、天下と共に更始し、皇妹既に尙し、公武實に一和す。此時に迫りて、既往を咎めざるの教に由り、天下に大赦し、三大臣の幽閉を免じ、列藩の禁錮を赦し、有志の士の連坐する者を放さんことを、速告幕府、以て此舉を行はしめよ、是、朕所深欲也。而後、天下心を合せ、力を一にし、十年の内を限り、武備充實せしめ、斷然として、夷虜に諭すに、利害を以てし、一切之を謝絶し、若不聽ときは、速に膺懲之師を擧げ、海内全力を以て、入りては守り、出ては制せば、豈神州元氣を、恢復せんに、難きこと之れ有らんや。若不然して、唯に因循姑息、舊套に従ふて不改、海内疲弊之極、卒には戎虜の術中に陥り、坐しながら、膝を犬羊に屈し、股鑑不遠、印度の覆轍を踏むは、朕實に、何を以てか、先皇在天の靈に謝さんや。若幕府、十年之内を限りて、朕が命に従ひ、膺懲之師を興さずんば、朕實に、斷然として、神武天皇、神功皇后之遺蹤に則とり、公卿百官と、天下之牧伯を帥ひて、親征せんとす。卿等其れ、斯意を體し、以て、朕に報ぜんことを計れ。

八

長井の意見は、どう考へて見ても、正論であるが、あの時代には、氣受けが、よくなかつたらう。然し、長井は、世間の氣受けに拘らず、自分の所信を、貫徹しよう、としたのだから、信念が、強い點に於ては、感心すべきである。

久坂が、十八歳にして、京都へ入込み、時に、出入はあつたとしても、五年の間、絶へず屈せず、攘夷の一點張りで、押進んだ意氣は、實に旺んなものであつた。

久坂ほどの人が、攘夷の一點張りは、餘りに、偏見のやうであつたが、その心中を察すれば、斯ういふ事に、歸着するだらう。

結局は、開國するとしても、それ迄は、攘夷を進み、これに依つて、人心を引付け、幕府に向つて、攘夷を迫り、抜き差しならぬ所へ、幕府を、嵌込んで、打倒して了つたら、そこで、皇威の發揚となり、天下の主權は、朝廷の御手許へ、戻るやうになつて、國家の上に、大變革が起るに違ひない。それ迄は、他事を考へず、此方針で、進んで行くのが、最上の策である、と、斯う考へて居たのだらう。

それにしても、二十三歳の青年が、攘夷勤王の同志から、中心人物として、尊敬の的になつて、居たのだから、驚くべきである。

初めのうちは、久坂如き、一青年に、何が出来るか、といふ位に、長井は、馬鹿にして居たに違ひない。然るに、久坂の實力が、だん／＼、判つて來ると、怖ろしくなつて來たらしい。

そこで、長井は、藩廳へ、手を廻して、久坂を、國許へ、呼戻させよう、とした。けれども、此時分には、藩士中にも、勤王論者が、やうやく多くなつて、公武合體なぞいふ、估息の意見には、好感を有たぬものが、追々に殖えて來たのであるから、久坂の呼戻しには、反對する者が、少なからずあつた。

その一例として、田北太中から、藩廳へ、差出した書面がある。それには、ハツキリ、反對して、而も、條理を盡してあるから、特に、引用することにした。

久坂玄瑞儀につき、御狀拜見致候。右につき、早々、宍戸氏と、示談に及び候處、右は先達より、大阪へ罷り越し居り、藩邸の様子聞き繕ろひ、或は掛け合ひ事等にも、相用候様子にて、九郎兵衛申分には、當分箇様の有志の士は、一人なりとも、懇望の時節、是を退ぞけ候様の儀、これ有候ては、大に人望を失ひ、御爲然るべからざる儀につき、少しの延引、御容免仰せ付けられ、其中の處は、九郎兵衛兩人にて、屹度、御預り申候て、千萬一も、其内に、當人聊かの儀、これ有り候はゞ、九郎兵衛一人の無調法に、相成候覺悟につき、決して御受合ひ仕り候。

只今、彼者を、假令連れ下り仰せ付けられしとて、兼て死の覺悟の身の上に付き、途中決して、無事にて、罷り歸るまじく、結句、他藩へ馳せ行きても致し候ては、却て御厄害を重ね候道理にて、一先穩便に相宥め置き候方、然る可き儀と、獨斷にて相決し候間（中略）實に當節、慷慨論もつとも烈しく、先日以來、刺すの突くのより、激論類に烈しき折柄、千萬一、彼黨類何種の暴發も、至極不安心の折柄に付き、縮まる處、彼者、世上徘徊仕らず、御邸中に謹み居り候へば、御國に罷り在るも同然の儀、幸、近親杉梅太郎儀も、居合はせ候事に付き、彼者へも、手堅く申聞け、屹度、氣を付けさせ候はば、結句安心の儀、素より御沙汰を曲げ候儀は、御座無く候得共、先は少しの出足延引位の申談は之れ有る可きに付云々。

宍戸氏とは、九郎兵衛の事である。六十歳に近い人で、唯の俗吏とは違ふ。杉梅太郎は、松陰の兄であるから、久坂の妻、文子のためにも、兄である。

久坂に對する、呼戻しのこと、問題になり、薩藩の同志も、それを不當として、密々に、運動を起した。そんな事から、長井に對する、久坂一派の反感は、益々はげしくなつて、遂に、最後の一石、即ち、長井彈劾の上書を認め、藩主へ、差出すことになつた。その取次は、浦鞆負であつた。

此たび、公武御合體、御周旋御手切れに相成り、純然たる勤王の御處置、これ有り候。第一着は、長井雅樂、詭詐不臣の罪を正すにこれ有り候儀、故に、浦大夫上京の上、早速、三條、中山、大原其外の御名卿に謁せられ、委曲建白に相成り、天聽に相達し候て、國は一定の基を立てらるべし。其言の大略は、下の如くならんか。

「私主人、昨年以来、公武御周旋仕り候は、時勢懺歎の誠心より發し候儀にて、幕府をして、年來、暴慢の過失を改めしめ、朝廷の御正論を、遵奉致さしめ候覺悟に候處、此事、周旋申し付け候家來、長井雅樂、一己の取計より

して、朝廷に對し奉り、種々失禮の言を申し立て、幕府に誤候致し、終に朝廷の御不平を蒙り、主人、最前の眞意相貫き申さざる次第に立到り候段、誠に以て恐れ入り奉り候。

雅樂の不心得故、右様相成候儀とは申しながら、私主人に於ては、何とも申分け候言葉これ無く、誠恐誠懼の至に堪えず候。さりながら、既往は咎めず、來者は、猶ほ追ふ可く候間、私竝に在京の役人共申し合せ、是までの周旋は、凡て御斷り致し、雅樂は嚴重に罰科に行ひ、主人、早速上京仕り、純然たる忠節を盡し、叡慮相貫き、皇威御回復に相成候様これ有り度段、江戸表へ、申し遣はし候。此段諸殿下へ申上奉り置き候間、能く御亮察遊ばされ、御序での節、然る可く天聽に達し候様懇願奉り候云々、と申し分けられ、雅樂、これまでの罪過、一々書取に相成り、委細、江戸表へ仰せ越され、即時、御處置これ有るべし。其罪條は、朝廷を蔑如し、公卿を籠絡せんとせしめ、君上を欺き奉り、老臣を侮慢せし事。午歳、御直書を以て、勤王の御盛意御示遊ばされ、士氣奮興、近時、稀なる事に候處、雅樂、歸國仕り、士氣を沮み候事、吉田寅次郎、赤心誠忠の者に候へば、雅樂、樞密に居り、いか様にも取計ひ振も、之有る可く候處、關東に引渡し候事。去年五月、江戸へ下り候節、若殿様の御盛意を、一言に挫き奉り候事。同九月、花岡驛にて、上様御不快之節、御家來一統の御氣づかひを顧みず、御東駕を促し候事。牽強附會の書面を以て、君上の御方寸と唱へし事。安藤久世へ、己の助となし候事。君上竝に御末家様、老臣を擱き、自儘に柳之間へ出候事。百五十石を、先知に返し、引米を返し候事。島田左近、三浦七兵衛抔と、度々密談致し、賄賂内簡等、取替せし事。稽古人數を籠絡し、自身の警衛となせし事。薩藩、此度大擧これ有り候ても、在京の武士を以て防ぎ留め候様、公卿へ申し出て、薩藩の怒を請け候事。右之罪條、一ヶ條これ有り候迎も、中々御寛待あり難きの儀に候處、右十數條相重り候上は、一身を寸斷致す共、足り候事にては之れ無く候得共、格別の御惠みを以て、家名斷絶は、仰せ付けられず、身柄、切腹仰せ付けられ候條、左様相心得候段、御沙汰相成り、公然、御處置これ有る可く候。此手下しこれ無くては、上様、如何程の御忠節、御立て遊ばされ度、思し召し候ても、朝廷に於

て、決して御信任、これ有る間敷、天下有志の者、必ず承知仕らざる義と、存じ奉り候。

四月十九日

久 坂 玄 瑞
佐 世 八 十 郎
猶 崎 仲 介
久 保 清 太 郎
中 谷 正 亮
猶 崎 彌 八 郎

讀んで見れば、多少の無理もあるが、一通りの筋道は、立て、ある。事柄を誇張して、餘り曲筆してはないか、獨斷的に、悪いと決めて、掲げてある點も一二はある。けれども、長井の切腹を、當然とし乍ら、家名斷絶には、緩みをつけ、家族に、累を及ぼさぬやうに、認めてある所に、志士の風格が、現れて居る。

九

其頃、毛利侯は、江戸の藩邸に居られたので、此上書も、江戸で、取扱はれたのはいふ迄もない。長井も、江戸へ出て居た時で、久坂等が、これ程に取詰めて、自分の弾劾を始める、とは、思つて居なかつたらしい。敬親は、此上書を見て、非常に憤つた。實をいへば、長井の運動は、敬親の内命でもあり、その意見も、大體に於て、同一なのであるから、従つて、長井の彈劾は、藩主への、不信任ともなる。敬親としては、之を讀んで、不快を感じたのは、當然の事である。すぐに、國老の益田彈正を、呼出すことになつた。

た。『雅樂が、此度の周旋は、余の命令であつて、老臣の輩も、皆、同意の上で、上國を命じたことは、其方も、心得て居らう。』

一には、朝廷の御爲め、又、幕府の御爲めにも、斯くあるべきである、といふ事を、申出た迄の事で、やがてはその事が、天下國家の御爲めに、相成るものとして、雅樂は、専ら、奔走いたして居つたのぢや。

然るに、それが、悪いと申すなら、余に對して、申出づべきであつて、雅樂を責めるのは、筋違ひである。況して、雅樂の家祿を、昔に引延して、加増に及んだのは、その働きに對する、余の取計らひである。此儀に就ては、雅樂より、申出はない。

斯様な事までも、取入れて、彼是れ、申出づるのは、他藩へ聞へてもよろしくあるまい。其方は、何と考へるか』

これには、益田國老も、甚だ弱つた。殿様の言はれる所にも、一應の道理がある。自分も、長井を、京都から、江戸へ遣すことに就ては、相談に與つて居るのだから、何とも、答へやうがなかつた。

敬親は、さらに重ねて、
『とにかく、雅樂を呼出して、此書面を、見せて遣せ』

『ハツ』
『早く致せ』

益田は、御前を退つて、侍臣の林平馬に命じて、長井の詰所へ、急がせる事にした。林から、此事を聞いて、長井は、斯う答へた。

「殿様の思召は、心魂に徹して、有難くは存じまするが、苟も中老の身分として、家中の者より、切腹を、仰付けられるやうに、といふが如き、甚だしい訴訟を起されては、御前へ罷出することは、差控へ、宿元に謹慎いたすのが當然である、と考へますに依つて、此儀はよろしく、益田殿へ、お取次を願ひたい」

かう言はれては、林も、頗る困つたが、さればというて、其儘に、引取ることも出来ず、無理にも、御前へつれて行かうとして、長井の手を執る。長井は、何としても、行かうとしない。引張り合ひの争ひが、詰合ひの番頭や、小姓にも知れて、騒ぎは、大きくなりかけた。

茲に於て、長井も、我を折つて、益田の前へ出た。

「林から、お聞きでもあつたらうが、貴殿に對して、彈劾の上書が、参つたので御座る。就ては、君公の御沙汰に依り、足下に、その上書を、お目にかけてようとして、強ひて、お伴れ申させたのである」

と言ひ乍ら、その上書を、長井の前へ出した。長井は、チロリと、見ただけで、手に取らう、とはしなかつた。

「殿様の思召は、感銘の外ありませぬが、自分儀、豫て御承知の如く、小量の者でありますから、平生に於ても、愛憎の心を以て、人に接する事は、努めてせぬやうに致して居る。

若し、この上書を、拜見いたせば、人間のことと御座るから、自然、それらの人に對して、愛憎の念も起りませう。依つて、之を拜見いたす事は、御免蒙りたい。

返すくも、君公の、篤き思召に對しては、感涙の外、御座りませぬ」

茲に至つて、益田は、如何とも致し難く、長井は、其儘に、邸へ、歸つて來た。

此事は、早くも、藩の重立ちたる者には、知れ渡つたので、議論が、起つて來た。周布は長井と衝突して、既に、背中合せに、なつて居たのだから、

「久坂等の上書中に在る、朝廷に對し、率り、種々、不敬の言を申立て、幕府に諷いたし、遂に朝廷の御不平を蒙

り云々の一箇條は、容易ならざる箇條であつて、之を此儘に、打棄て、置いては、御當家、累代の御奉公にも、瑕瑾を生ずる譯であるから、此一事は、何としても、許し難い事である」

といふのが、周布等の主張であつた。

事が、皇室に關するのであるから、今は、藩内の出來事として、等閑に附す事もならず、容易ならぬ問題に、なつて來た。

益田國老は、止むを得ず、京都の浦敷負へ、それに就て、斯ういふ、照會狀を出した。

長井雅樂事、去夏、其御地に於て、差出書面の内、朝廷御處置、聊か謗詞に似寄り候儀もこれ有り、御掛念も在らせられ候へども、是等は殿様御上京相成候て、委細御辯解在らせらる可き趣、此度、中山家より、御書取之内に、相見え候段、内々申し出候。右の通、聊かにも、謗詞似寄候儀これ有り、御掛念に相成候由、之を承り候。而れば御謹罰を待ち奉り居るは、尤の筋に有之、委細御詮議の上は、相當の御咎めをも、仰せ付けらる可く、且つ自分の心得を以て、差し出し候書面とは申し乍ら、御使者の者、不行届に付ては、恐れ乍ら、殿様にも、朝廷に對させられ、御挨拶の儀、仰せ上げられ、然る可く候に付き、一先づ雅樂儀は、申出での通り、相愼み居候様、仰せ付けられ候。右に付き、殿様よりも、一應の御挨拶仰せ上らる可し、との御事に付き、其元に於て、中山家へ、御自分様、又は毛利登人にも差出され、程よく申上、御取計候様にと存じ候。左候て中山家、正親町三條家へ、右朝廷より仰せ出され候、御内意味、いか様の事柄に候哉、御内々御聞きつくりひ、早々爰もとへ仰せ越され候は、猶ほ又雅樂へ仰せ付けられ候次第も、之有る可く、と存じ候。尤も、右御辯解之儀は、追付、殿様御上京の上、仰せ上げらる可きに付き、只今御解説など仰せ上げられ候様にては、甚だ如何敷候間、右御心得を以て、御聞きつくりひ、相成候様にと存候。

其頃には、長門守が、京都へ来て居たから、浦は、その命を受けて、中山家へ、毛利登人、正親町三條家へ、北條瀬兵衛を送り、朝廷へ對する、長井の態度や、言葉に就て、いろいろと、伺ひを立てたが、兩卿の答は、頗る曖昧であつた。

『これと云うて、不敬に亘る、言葉は、なかつたやうに思ふが、本朝の隆盛時代を、例に引いて、昨今の如き、穢夷が、非禮を極めて居る時代を、是彼れ申した事が、不敬であるといへば、言へぬ事もない』
といふやうな、變な答ではあつたが、斷然、さういふ事はない、と、いふのでなければ、長井にも、罪がある、といふ事になる。

其上に、久坂の一派が、旺んに活動して、長井の缺點を、發き出すのであるから、久坂等に聯絡ある、若い公卿は、それに合槌を打つて、公武合體を、反撃する意味で、長井に、不利の證言を爲すものも多くあつた。それが爲に、長井は、何としても、罪を遁れぬやうになり、敬親も、事、茲に至つては、諦めをつける外なかつた。

一〇

長井は、遂に、國許へ、歸らせられる事になつた。敬親は、長井を、處分する事を、可哀相である、と、考へて居ても、周囲の事情が、甚だ悪いので、兎に角、歸國させて置いて、處分の事は、それから後に、何とでもなる、と思つて居たに、違ひない。

然し、國へ歸れば、すぐに、謹慎を命ずるだけは、内定して居たのだ。然るに、長井は、剛愎な男であるから、さういふ事情を、よく知り乍ら、まだ、表面に於ては、何等の申渡しを、受けて居るのではなく、單に、歸國の内沙汰が、あつただけの事であるから、例に例つて、道中筋は、中老格の供廻りて、堂々たる態度を示し、泊り／＼の旅路

には、『毛利大膳大夫様家臣、長井雅樂殿御宿』といふ、立札をさせて、道中を急いだ。
この立札は、長井が、自分から、申付けたものではなく、宿屋の方で、勝手に取計らつたものではあるが、長井からは、その立札に就て、何の注意もせず、旅屋のする通りにして、置いたから、長井の一擧手、一投足について、注意を、拂つて居た、勤王派の人々は、此事を知る、と、非常に憤慨した。

京都に居る、久坂の一派も、之を傳へ聞いて、益々怒つた。
『若し、此調子で、京都を、通過するやうな事があれば、それこそ、一大事である。表面に於て、處分は、決まつて居らぬとしても、實際に於ては、嚴罰に、附される事は、既に明白である。

況して、重き罪状は、朝廷へ對する、不敬問題といふのであり、延いては、藩侯の御名前にも、障るほどの事を、平氣な顔で、押通さうとするのは、愈々以て、勘辨相成らぬ。いつその事、京都へ、入らぬ前に、處分してしまへ』

といふ説が、盛んになり、長井暗殺の計畫が、進んで來た。

尤も、ずつと前に、西郷吉之助が、久坂等に對して、

『貴藩の、長井雅樂殿は、一個の人物には相違ないが、即今の、公武合體論に就ては、同志の間にも、いろいろと、論ずる者があり、此儘に、打棄て置けば、容易ならぬ事態になるから、長井を、倒してしまへ、といふ説もある。

然し、長井殿は、毛利家の重臣でもあるから、他藩の者が、漫りに手を下しては、宜しくあるまい、といふて、押へつけてはあるが、勢ひの赴く所、如何なる變事を、引起すかも知れぬ。念のため、お斷りして置く』

といふ事を、申込んで來たので、久坂等は、之に答へて、

『仰せは、御尤の次第である。長井の處分は、吾々に、お任せ下さい』
というたら、更に西郷は、押返して、

「長井殿は、毛利侯の寵臣であつて、殊に、人物も優れて居るから、あんたらにしても、取扱ひ難からう」と、暗に、長井の處分は、君等に於て、出来るものではない、といったやうな、言ひ振りがあつたから、久坂等は「斷じて、御迷惑はかけぬ。天下の大事に當つて、寵臣も、重役も、眼中には御座らぬ」と答へたので、西郷も、それで、満足の意を表した。

斯ういふ事が、あつただけに、久坂等は、長井處分の責任を、感ずる事が深く、萬一にも、堂々たる供廻りて、飾槍を押立て、京都へでも、乗込んで來られたら、それこそ、西郷等に對して、面目を失するから、此上は、一と思ひに、やつつけて了はう、となつて、長井暗殺の決心を爲たのである。

此事は、手違ひがあつて、失敗はしたが、長井の來るのを、途中に待伏せをして、手を下す迄には、なつて居たのだ。それに就て、伊藤博文の懷舊談が、あるから、それを、茲に掲げて、當時の事情を、知る事にしよう。

長井雅樂といふ男は、ともかく、あの時代に、あれだけの事をやつたから、すぐれて居たに違ひない。來原良藏の死んだのも、あの長井に關係がある。吾輩は當時、まだ二十一だつたか、今ていへば、徴兵検査の年だ。ヤハリ吉田松陰の門人といふので、久坂や高杉と共に、奔走して居たから、長井は姦物である、と信じ、之を除く必要はある、とは思つて居たが、あの時は、最初から、長井を暗殺する、といふ話は、聞かなかつた。

七月一日の晝過ぎだつたと思ふ。京都の木屋町の宿に、泊つて居た。裏を鴨川が流れて、見晴しの好い座敷に、野村靖と二人で、酒を飲んで居た。ところへ、久坂が、ヒョツとやつて來た。ちやうど好いところだ、一杯やりたまへ、といふやうな事で、一所に酒を飲んだ。その時久坂が、長井雅樂が、今夜、草津へ泊るさうだが、王城の地を大手を振つて歩かせるのは、恥辱だとか何とか、そんな話をした。暗殺しに行く、といふ事は、云はなかつたやうに思ふ。

それから久坂は、いとまを告げて歸つたが、その時、涙をホロリと落したのを、吾輩は、たしかに見た。久坂が歸つた跡で、野村と二人話した。どうも、今の久坂の様子は、可笑しいぢやないか、キツと長井を、途中で要撃するといふので、それとなく、二人を誘ひに來たのかも知れない、といふうちに、今の四時位でもあつたらうか、朝から曇つて居たのが、ポツ／＼落ちて來た。悪い時に雨になつた、とは思つたが、打ち捨て、置かれぬ。ともかく大津まで、行つて見やうではないか、といふので、宿の傘をさし、東海道を、テク／＼歩いた。久坂は、この道を行つたに違ひない、といふやうなときさ。さうして、とう／＼、大津まで歩いて來た。

それから、問屋場へ來て、長州人で、斯うした風采をした者は、來はせぬか、と、聞いたが、わからない。問屋場の近傍に、料理屋がある。よくそこへ、長州の人が行つて、飯などを食つた。矢走の船を備ふ所だから、彼處かも知れない、と云ふので、行つて見ると、果して居た。久坂と、それから寺島忠三郎、これも松陰の門人で、作間と云つた男だ。あとは誰だつたか、ハツキリ覺えないが、吾輩ともに六人だつた。矢走の渡船場でやらう、といふ話も有つたが、草津に、君公が、泊つて居られる。長井は、其御供をして、中仙道を、歸つて來たに違ひない、で、君公は、翌日、京都へ入ることに、なつて居るから、其前にやらなければならぬ、といふので、草津へ行つて、宿屋を探したが、長井の宿が、見當らぬ。こゝでも、問屋場で聞くと、長井様は、守山宿に、御泊りになつて居られるやうです、といふから、さらば守山へ行かう、と、草津を出離れたのが、今ていふと、夜の十二時過ぎだつた。雨は止んだが、夏の熱い盛りで、蚊が非常に多かつたのを、覺えて居る。守山へ着いたら、夜が明けた。朝飯を食つて、本陣へ行つて見ると、長井の札が有つて、門には高張提灯が、立てゝある。が、どうも白晝に斬り込む、といふのも面白くない。さうして様子を見ると、今日は、立ちさうがない。明日立つらしい、といふので、今晚やらう、よからう、といふやうな評議で、それでは此所に居つてはいかんからと、彦根の方面へ、向いて行つた。

ところが、途中で、末家の徳山侯が、江戸から、京の方へ、向いて行くのに逢うた。面倒だから、行列を避けて、

何でも、守山の驛から、三四里もある所へ来た。さうして、料理屋へ寄つて、其處で、晝飯などを食べ、遺書などを、めい／＼認めて、自分々の衣類の襟に入れる、といふやうな事で、所謂姦物を誅する、といふ譯だ。さうして、多少、斯ういふ事をして、迷惑をかけて、氣の毒だけれども、何分よろしく頼む、といふ趣旨なのだ。勿論、死んだ跡の、死體の始末位のこととて、各々自分の家へ送る、書置などは無い。

それから久坂が、何んだか筆を把つて、書く書とか、何とかいふやうな事をして、それから夜に入つて、再び守山に引返した。復た飯を食つて、本陣へ行つて見ると、長井はまだ居る。高張提灯に、灯がはいつて居る。間屋場で聞くと、長井様は、明朝御立になり、伏見まで、御出での筈といふ。これから斬り込む、といふ事になると、彼はともかく、中老といふやうな、名目でやつて居るのだから、だいぶ人も、附いて居るに違ひない。ナニそれ等は斬り倒すに、手間はとるまいが、無益な人を殺すのも、よろしくないばかりでなく、その間に、案内のわからない家の中のことだ、長井も、したゝか者だから、我々が、みんな相手にして、斬合うてゐる間に、逃げ出す、といふやうな事は、するかも知れない。取り逃がしては、何にもならない。ヤハリ途中に、待伏せして、不意に躍り出て一氣にやるが、よくはなからうか、明日、藤の森邊で、やらうてはないか、それがよからう、と、いよく／＼それにきめ、夜通しに、草津へ出た。

草津から、瀬田の唐橋を渡り、石山へ出て、淀川の上を越え、宇治に出た。宇治から、河を下つて、伏見へ出て、目的の藤の森へ行くつもりで、伏見の錢屋で、たづねて見たところが、長井さんの行列の御供は、此方へ来ましたけれども、長井さんは、御出でになりませぬ、といふ。どうした事だらう、といふと、長井さんは、何所やら、丹波の方からとかを廻つて、御歸りになつたさうです。御駕籠ばかり、此方へ参りました、といふ話だ。果して逃げられた。仕方がない。そこで、みんな京都へ歸つて来た。五人の者は、屈けたのだ。其頃は、寛大なもので、吾輩は、馬鹿らしいから、木戸には、其話をしたけれど、屈けはしなかつた。屈けたところで、藩の方でも、國論が一變して居るから、寧ろ、吾輩等の議論へは賛成で、ひどい目に合はせるところか、よくやつた位な所だつたから、唯だ遺憾して居る位な事で、すんだのだ。

拙著、伊藤井上の傳記にも、此事は、詳しく書いてある。少し、違ふ所はあるが、どちらが本當か、今になつては、ハツキリさせる事が出来ぬ。いづれにしても、大同小異であるから、この談話を、本筋のものとしても、敢て差支はない。

長井暗殺は、失敗してしまつたが、同志の間には、此事が、知れてしまつたから、久坂等は、責任を感じて、藩廳へ、是に關する屈書を、出すことにした。然し、伊藤は、此懷舊談にある如く、署名を拒んだから、屈書には、伊藤の名はなく、もう一人、堀眞五郎の名も、除いてある。

御直目付長井雅樂、奸佞邪智、國家を欺むき、賣國を謀り、今日の始末に立至候事、今更喋々論駁仕り候も、事舊く奉存候。然る處雅樂建白中、朝廷の御處置を誹謗仕り、御掛念思し召され候儀、最早御内々御分解書を以て、仰せ出され候に付き、急度御嚴罰仰せ付けられず候ては、年來朝旨御遵奉遊ばされ候御旨趣に相違仕り申す可くと奉恐懼候。雅樂毎々堂上方に出入し、詭譎百端、黄金を散じ、繪紳家を籠絡せしめ候處有志之御方には切齒憤慨在らせられ候へば、罷り歸り候ては、萬事程克く相行はれ候様申し成し、欺罔の極、今日の如き御危難出來候事と奉存候。今般雅樂、御國へ差歸され候儀、御明白の御裁斷もこれ有る可く候得ども、此の如く朝廷より仰せ出され候儀も有之折柄、京地を離れ候事、僅かに二三里の處、道中平體にて通行仕候様にては、乍恐朝廷に對して、御寬恭を御缺きなされ候事にも相成り申す可く、其上彼は頑惡の性質、後日何様の惡儀相企之儀も測られ難しと、私ども身命を抛ち、彼者打果し度存じ詰め出立仕候。然る處雅樂儀既に伊賀越、奈良邊通行、大阪罷り下り候よし、一同時

機を誤り、終天の遺憾此事に奉存候。實以て御側近く召し使はれ候樞要の者を要撃仕候など、容易ならざる大事相企て候儀、今更包藏仕候ては奉恐入候次第に付き、残る所無く自訴仕候。如何様御殿罰仰せ付けられ候共、御恨に存じ奉らず候間、急々御裁決仰せ付けらる可く候。只此上は正邪曲直の辨、分明に相立ち、雅樂の始末早速仰せ付けられず候ては、御兩殿様（毛利慶親父子）御滞在、朝廷の爲め御盡力遊ばされ候御盛意をも貫徹仕らず、御當家の御隆替に相係り可申候間、急度御英裁在らせられ候様、奉嘆願候。以上。

戊七月三日

久坂玄瑞
寺島忠三郎
福原乙之進

斯ういふ届書が、出て見ると、藩廳の方でも、知らぬ顔は出來ず、何とか、處分をすることになり、重役が、協議の上で、謹慎を命ずることにした。その申渡が、頗る面白いから、併せて、掲げる事にしよう。

久坂玄瑞

右過る七月、熊樋嫡子福原乙之進、太次郎庶子寺島忠三郎、並妙悟寺家來堀眞五郎、地方組和作申合せ、長井雅樂を打ち果し度存じ詰め、京都出立仕候處、雅樂既に脇道通行、大阪罷り下り、一同時機を誤り、終天の遺憾此事に奉存候、不々容易に大事相企て、今更包藏候而は、奉恐入候次第に付、無所殘、奉訴仕候由、申出て、猶ほ雅樂罪状をも申立候。右は、朝廷御尊奉之御主意、貫徹可仕と存詰め、相企候儀とは乍申、御裁斷可三有之儀を、私に

要撃を計り、加之最前願捨にして、京都罷登り廉々御大法に相背き、重々不届之至不謂事に候。依之此内迫而何分之御沙汰可三有之相愼居候様、被三仰付置候。此餘御咎め等も、有之儀に候得共、今般觀慮を以て、御赦宥相行はれ候折柄に付、此度之儀は、格別之筋を以て、被三差免候條、向後屹度、可三相愼候事

戊九月十二日

長井に對する、嚴罰と、久坂等に對する申渡と、之を對照して見ると、寬嚴、餘りの相異に、驚かざるを得ない。謹慎を、命ぜられた者は、京都に止つて、尙ほ、攘夷の運動に、邁進して居る。その一方には、長井が、詰腹を、切らせられて居るのだから、これも、藩論の大勢が、然らしめたものとして、見る外はない。

一一

攘夷と、勤王の一本槍で、進んで來た爲に、毛利の勢力は、朝廷の内にも、進入して來たのであるが、長井の進言に依つて、公卿の一部が動かされ、幕閣の方でも、公武合體に、着手した結果、和宮降下のこと迄、漕付けたのであるが、其間に、攘夷派の運動が猛烈を極め、長井に動かされた、公卿は、引込んでしまふし、朝廷の方は、強い攘夷論で、進まれる事になつたから、京都の形勢は、全く、一變してしまつた。

其前から、薩藩では、京都に於ける、毛利の勢力を、睨んで居て、いつかは、その隙に乗じて、毛利の勢力に、取つて變らう、と、その計畫は、秘密の間に、進められて居た。

浪士や、公卿の間にも、毛利に對する猜忌や、嫉妬も伴うて、それに代るべき、勢力の中心を、求めて居たところへ、島津久光が、乗込んで來たので、薩藩の勢力は、其頃から、強くなつて來た。

加ふるに、長井の失脚は、反毛利派に、油を注いで、俄に、その勢ひを増し、公卿の方では、岩倉具視が、主とし

て、薩藩に結び、茲に、新しい勢力が、興つて来た。

敬親は、京都まで、来て居たが、病氣のために、暫く、滞在する事になつた。然し、長井の處分を、早くせぬと、京都に於ける、毛利の勢力に、影響をもつから、そこで、急使を發して、長井を、處分する事になつた。

文久二年七月四日、先づ、長井の職を奪ひ、二十二日には、親類預けにした。八月十五日には、長井の罪案を認め、敬親の許しを仰いだが、流石に、敬親も、躊躇逡巡して、其間、三箇月を費し、十一月十五日になつて、藩廳の申出を、許すことになつた。

けれども、敬親の生母が、亡くなられて、長井の處分は、忌中のため、といふ、理由を以て、延び／＼になり、翌年の二月六日を以て、愈々、切腹させる事になつた。

その申渡書は、左の通りである。

長井右近

右去々夏、御内用有之、江戸被差登京都立寄被仰付候處、正親町三條殿へ御内用之趣、自分書取にして差出、去春上京之節、右書面文言添削姓名相除候分と取換仕候然處、去夏中山殿より、右書面中、朝廷御處置聊諤詞に似寄候儀有之、御掛念被爲在、御上京之上、委細御辯解可被仰聞段、御書取を以て被仰渡、尙ほ御口上にて、往昔國威隆盛之時、外蕃來貢之事を、當今因循にて夷人に諸港を被押開候と同様之心得、甚御掛念被思召候段、被仰聞候付、猶又御所向御様子聞繕をも被仰付候處、其方書面の旨趣にては、全く因循開國之邪議に令歸着候筋に可相成との御事にて、御國主へ御不審も被爲付哉に相聞候。右の次第被聞召上候ては、御憂懼に不被爲堪、俄御上京被遊、御辯解被聞召候處、追々厚き被仰聞の御旨は、偏に御忠誠抽于他候を、觀感被爲在たるにて、其方書面之旨趣も、甚御掛念被思召候由、委細に被仰聞、就ては一旦從朝廷之御疑惑をも、被爲受候處、觀聖之御明察を以て、漸々被遊御

氷解、偏に其方書面一己之不心得にて、觀慮の御旨をも、伺取方相違之段、御書取を以被仰出、先は無異議相濟候へとも、右に就ては不容易御痛心被遊候御事に候。右書面差出候節、御國御伺も可仕間合無之程の場合に候はゞ、當役中、議定之書面持登居候付、右の書意篤と熟考せしめ、自己之見識を敷衍不作文作可相調之處、無其處、剩へ當春書面取換をも仕候段。重大之御用筋、容易に相心得、我意を主張し、朝議を輕蔑し、御旨意を取失ひ、觀慮に不相叶廉々、恣之所勤方不屈至極、不謂作舞に候、右之外にも有廉事柄御思召之旨不奉伺、自分了簡を以、奉對朝廷言上仕候儀も有之、畢竟公儀を輕しめ候仕方に付、名前御取上、御紋之衣類、其外拜領之品をも御取上被仰付、切腹被仰付候事

長井右近といふのは、雅樂のことである。雅樂といふ名は、敬親が、長井を愛するの餘り、興へた名であつて、今は、前名の右近に、戻つた譯である。

長井の家は、城下の山中町に在つたが、切腹の當日は、檢視の役として、正副二人の者が、行くことになつた。正使は、國老の國司信濃であつた。

その外に、副使と、目附が三人、附添ふことになつたが、長井の切腹は、實に、立派なものであつた。それに就ては、中原邦平の、書いたものが、一番に正確であるから、それを引用する事にする。

其の時は、切腹などは、久しく打絶えて、珍らしい事ですから、新たに松本に、役所を建てるとか、警衛の人数を出すとか、大層な事であつた相です。長井の宅は、土原の山中町といふ所にあつて、其宅へは、家老の國司信濃が、檢使の頭で、目附など十何人と云ふ者を、引連れて出張し、長井を呼び出して、罪狀を讀み聞かせ、切腹仰付られると云ふ事を、申渡しました。

長井は、謹んで御受けをして、それから一應退つて、平服で出て来て、私が少し、申置きたい事がある、と言ふて、自分が周旋をした次第を、一々述べかけたさうです。スルト、目付の糸賀外衛といふ人が（中略）最早、時刻が移りますから、言ふて置かるゝ事があれば、家族の方に言ひ置いて、最期を御急ぎになつたら宜からう、といふ事を申したので、長井は、非常に、不平のやうであつたが、直ぐに退つて、衣服を着換へ、所謂白装束で、白装束といふても、是は長井の未亡人に聞いたのですが、眞白といふものは、何か憚るところがあつて、着ることが出来なかつたさうで、水色が、つた白装束であつたさうです。袴なども、同じ色の物を穿て、出て來ましたが、其の介錯人は、福原又四郎といふ人（中略）長井が、親類預けとなつて、罪を待つて居る時、此の福原又四郎を招き、自分は、どうも、割腹を申付られるやうである。就ては、立派に腹を切つて、死ななければならぬ。併し、萬一、最期に醜體でもあつては、武士の恥辱であるから、念の爲に、介錯を貴様に頼んで置く。親類の中を見渡すに、介錯を頼むに足るものは、貴様一人である、と云ふて、刀を興へまして、しかし決して、貴様の手は借らぬ、一人て立派に、死んで見せるが、唯萬一の爲めであるから、其の含みて居る様にと、申したさうです。其當時、福原は二十一歳か二歳で、ありましたらうが、なかく、元氣な人でしたから、それを見込んで、頼んだものと見えます。長井は、白羽二重の坐蒲團の上に坐つて、其側には、介錯人の福原又四郎が控へ、前面には、國司信濃以下が、ズラリと並んで居る。其席の模様は、立派に圖に描いたものがありますが、長井は、白木の三方の上に載せてある短刀を振り、弓八幡といふ謡曲を、高らかに謡ふて、其の聲が、琅々と、屋外まで聞えたさうです。さうして靜かに腹を寛ろげ、スツと、一文字に切りました。餘り淺くはない、大分深く、切つたものと見えまして、血が、前の白い袴へ、ザツツと流れた位であつたさうです。それから、短刀を、逆手に持直し、咽喉へ當て、刎ねたまゝ、其短刀を、疊に突込んで首を擡げて、ジート、國司信濃以下の、檢使の顔を、睨み詰めて居る。長井自分は、其儘で死ぬる積りであつたらうが、血はドク／＼と出るけれども、氣管を外れて居たと見えてなかく、呼吸が止らぬ。介錯人の福原は、長井

が豫て吩咐けたのは、此の時だと思つたから、自分の手を、長井が、短刀を持つて居る、右の手に持ち添へて、再び咽喉へ、突込ましてやらう、とすると、長井は、左の手を掉つた。それは、己れが一人て死ぬ。人手は借らぬ、と云ふ意を示したのである。けれども福原は、無理に、短刀を持つた手を上げさせて、咽喉の所へ、當てがはして、頸骨も切れよとばかり、深く突込んだ。スルト長井は、自分の左手で、前へパツと刎ねたから、福原は、後方から、頭を押へて、前へ伏せさせ、それで絶命した、といふ事でありませう。實に立派な最期であつて、檢使の報告にも、餘程立派に書いてあります。

切腹の状態は、これで、よく判る。今から思ふても、實に、立派な最期であつた。然し、長井としては、さぞ口惜しい事であつたらう。

これは、後の事であるが、蛤御門の戦ひについて、福原、益田、國司の三國老が、責任を負ふて切腹した時、國司は、僅に、二十四歳であつたが、他の二人に比べて、その切腹は、評判になる程、立派なものであつた。要するに、長井の切腹に、檢使として立會ひ、見學濟みであつたから、その切腹が、美事であつたのだらう。又、福原又四郎といふ人は、松陰の門下で、晩年には、監獄の役人て、終つてしまつたが、これは、相當の人物であつた。

一一一

茲には、長井の遺書を、掲げる事にする。それは、二通あつて、一通は、高杉小忠太へ、宛てたものであるが、小忠太は、晋作の父で、長門守の傅役を、勤めて居た。大した人物ではないが、謹直な武人て、晋作に似ず、温厚な人柄であつた、と、傳へられてある。

長井に同情して、家の再興には、非常な努力をして、遂に、その目的を達した。長井も、地下に在つて、小忠太の友誼には、感謝したであらう。

其 一

先達ては御氣色能、御供にて被成御歸着候由、乍陰御様子相窺、不堪欣喜、其後益御壯榮可被成、御健勤大賀不過之奉存候。然は小生義、御承知之通、歸着後無間、親類へ御預被仰付置即今日殿譴に被處、誠に以、奉恐入、愼而就禮仕候。廿五年來、不容易御懇切之御引立に預り、御禮短簡に難盡、忝次第奉存候。扱只今に至候て迄、乞憐仕候は、思召も御恥ケ敷、且奉恐入候へ共、心殘之廉々、眞之御内々御頼申上置候。扱今度、御建白御一條に付候ては、初發之所尊公様には、御先役中之御事に御座候へは、御機密に掛り候義は、素より御承知被爲成間敷候へ共、都合之處は、御承知之御事と、細悉不申上候。

去五月小生出府被仰付候より、逐々御注進申上候書狀、先達於江戸、造酒より政之助、讓藏間へ、御記録相調候に付入用との事にて、貸渡仕候由に候。左候へは今以御用所にて可有之奉存候。尤、小生ケ様被仰付候次第に付、邪魔にも可相成候故、頓に反古に仕候はんも難計、奉存候へ共、可相成は何卒御役座へ御取返し置被遣、御間隙之節、御一覽被遣候は、大慶不過之、左候は、御建白御初發於京都關東、小生御不奉公之次第、一通りは相分可申、尙又右書面、責而御役座へ被殘置被遣候は、本懐不過之可奉存候。

當春上京仕候て、議奏方其外へ申上候大意は、逐々中山殿より被差下候御書取に而、御察可被遣、小生心底に於て、少も奉背御誠意關東へ詔入候義、決て無之、未だ時勢當節と違ひ、殊に奉命之事に候へは、亡名慷慨者之輕舉は、被學不申、且元來妄動は不同意に候、左候へは卒爾之取計は、決而不得仕候へ共、當節叡慮之被爲向候處、被遊御周旋候との御事、乍憚左様無御座候て不相濟は勿論之事に而、其段は乍蔭、難有存候。然る處右正名義、表方初而朝廷へ、誰より申立候哉、御詮議被成遣度、恐らくは小生に先達ち候者、有之間敷、委

細中山殿御書面には顯然と奉存候へば、小生心底御察可被遣候。且又九條殿尙御諸司代へ取入、島田左近、三浦七兵衛へ懇懇致し、姦計を工み候杯、悪言を申散し候族も、數多有之候由、薄々承り、是は別而殘念千萬奉存候。素より三浦出府之節、早川殿引合に而、彼者へ初て相對仕、其後上御直指圖も被爲在、彈正殿御役座より、御仕向け有之候而、酒井様御下屋敷七兵衛固屋へ一度参り、御建白御一條、若狹守様へ申上置吳候様に示談仕候。其他彼者へ相對仕候事、決而無御座、於京都は彼者却而、手支仕候事多く、若狹守様小生へ御相對之儀、早速に運ひ兼候との申譯に、小生旅宿へ、兩三度参り候へ共、小生よりは、彼方へ参り不申、漸く四月十三日若狹守様御相對可被成との事に候。左候へ共、從江戸小生に歸府之義申参り候に付、御内使者相勤め候ても、其所詮無之に付從は御斷申候に付、始而御諸司代屋敷へ参り、御屋敷にて七兵衛へ相對、歸府仕候に付、御逢御斷仕候段申述、歸り懸七兵衛固屋へ名札勤仕候。

扱又九條殿には、關白之御事に候、左候へは表方御建白義、關白殿御承知無之候ては、堂上之御方表方御逢も御六ヶ敷由に而、御建白之次第、一應島田左近を以、申上置吳候様にと、三條殿御指圖被爲在、且島田方乞合も、三條殿より被成下候に付、本備に而只一度島田方へ参り、御建白之次第、關白殿へ申上吳候様頼置罷歸申候、其後島田挨拶との事に而、小生京都出足之朝、旅宿へ罷越候、其外相對仕候事無之、是等之儀は御手子善次郎打廻り作助へ御尋被成候て正跡御糺可被遣候。右等之儀一々申上置候に不及候へ共、御互に武門之身、姦物姦計杯申名目を蒙り候ては、生々死々之遺憾に候、左候へは何卒御詮議被成置、右等之悪言主唱仕候者へ御辯解、吳々も奉願上候、將又此度御建白御一條に付候ては、叡慮之被爲向候所に付、初發之御詮議とは相替り候由に候へ共、縮る所御初發より取計被仰付候事に候へば、素より一身を抛ち、乍恐御楯と相成、傳馬町を死所と決意仕、天晴御建白之一番槍、數代之御高恩に可奉報左候は、御感狀程之働きは出來申間敷候へ共、子供等御見捨は被遣間敷と思ひ之外、今日の有様、實に存掛も無御座候、ケ様殿譴被仰付候上は、祖先は定て血食を絶、子供は路頭に迷ひ可申、是以其罪狀有之候

而被仰付候御事に可有御座候へは、全以御詮議振りを奉怨候所存は、劣々無御座候へ共、先牌へ暇を告、妻子へ別を惜み候節、只此一事而已に落涙仕候、此段御懺察被成置、風雲之機會も御座候節は、被思召出被遣度、偏に々々奉希候、登人殿へも、兼ての御懇切に甘へ、御同様、一書呈置度候へ共、不得其暇、御連名に仕候而は、御役柄之儀御心配も可被爲在と相考、差置申候間、痴情御汲取被成遣、是亦御役外に而取計奉願上候、其他申上置儀も、海岳に御座候へ共、敷々汚尊聽候は、奉恐入候間、差置申候、他も御懺察を以て、可然奉願候、申上も疎に御座候へ共、不容易御時節、別而尊體御愛養肝要之御事に奉存候

濡衣のかゝる憂身は敷ならて唯思はる、國の行末

雪の降りたる日に

降雪に梅の梢は埋れて花こそ見へね香やはかくる、

其二

先達て以來、各様方、小生御預りにて、容易ならざる御厄害(介)に罷り成り、背汗の仕合せに御座候所、當節の風説にては、小生一廉の嚴譴相蒙る可く候由、然れば嚴譴を蒙る可き何ぞ心當りも可有之、第一祖先を恥かしめ、且つ又、御親類間の御面皮を汚し候様の儀、これ有り候而は、御遺憾少なからず候間、心當りの所、包まず御嘶し致し候様にと、御詰問に預り、誠に赤面の仕合せに御座候得ば、小生是迄の心事、取計らひ等、委細に御嘶し仕置き度候得共、御役中の儀、多分は御機密に懸り候儀にて、いかに御詰問に預り候ても、口外仕り難き事に候、是迄は各様えも丸々此度の一條、御嘶し仕らず候所、第一祖先を辱かしめ、且つは各様御面皮を汚し候程の儀之有候ては御遺憾との御事、此一言徹し候様に候得ば、無據是迄京、江戸に於ける都合、他人も承知致し居候廉丈け、荒増御嘶致す可く候間、此餘は心事御察し下さる可く、元來御承知の通、不行届の小生、不相當の御役所勤め仕候事に候得ば、定て不調法の廉は、敷多これ有る可く御座候得共、愚鈍の資質、是といふ心當りも御座無く候所、當六月

江戸に於て、差控申出候節、去酉(文久元年)の五月、御内用の趣これ有り、京都に差登り、正親町三條殿へ差越候節、御内用の趣、書取を以て申上候様にとの御事に御座候所、上御書取と申す事に相成候而は、何廉氣懸りも御座候に付、上御書取御用に御座候は、國元へ申遣はし、書取差越候上ならては、差上げ難く、遠國の儀、迎も急速の御間に相兼ね申す可く候に付、私見込みの所、書取に仕り、差上候て相濟み候儀に御座候へば、早速差出申す可き段申上候所、私書取にて苦しからず候間、早々差出候様にとの御事に御座候間、即ち書取り相認め差出し申し候然る所、此度中山殿御書面の中に、朝廷の御處置、聊か諺詞に似寄り候儀も有之、御懸念も在らせられ候と申御文言有之、誠に以て恐れ入り奉り候、兼て厚き思召とも伺ひ、三條殿御書取の儀、仰せ聞けられ候節、御國元へも相伺はず、自己の了簡を以て取り計らひ、剩さへ禁忌に觸れ候文言まで相認め候段、重々の不届、今更一言の申し開き御座無く、誤り入り奉り候、身柄差控居申候間、恐れ乍ら、朝廷に對せられ、上御面目相立候様、御嚴譴仰せ付けられ下され度奉願候、此段彈正殿へ仰上げられ、宜しく御沙汰下さる可き段、書面を以て手元役井上小豊後へ相渡し、夫より引き籠り罷り居り候、元來小生、三條殿え書面差出の儀は、去酉の五月にて、一應歸萩仕り、右書面彈正殿え相渡し、一應萩表に相向、三條殿え差出候筈に御座候得共、左様仕り候ては、上御名目出で申さずては相濟まず、萬々一、事破れ候節は、御大事にも立至る可くと相考へ、私一人の身に引受け候得ば、御大事には立至り申すまじくと決意仕り、右之通取計らひ仕り置候段、相通じ候處、至極よろしき取り計らひとの御挨拶に預り、右書面は御用所へ治まり候はんと存候、其後當役方えも、御嘶仕候様にとの彈正殿御差圖にて、御城に於て、京、江戸にて御内用相運候手續き書、右書面の次第も、御嘶仕候所、元來御當役方より御伺と相成候御詮議物と、小生三條殿へ差出候書面と、主意多く相替らず候故か、御叱りをも仰せ聞かされず、能く心配致候など御挨拶に預り候、間も無く上御發駕に相成、小生御供仰せ付けられて、萩出足仕候處、福川に於て、御機嫌相御滞りに相成候所、追々御快く在らせられ候て、花岡へ御越立に相成り、花岡にて又々御滞り遊ばされ候中、御内用仰せ付けられて、又々出府

仰せ付けられ候に付き、京、江戸にて御用相運び、御待受け申上候、然る處、上御機嫌能く御出府遊され候に付、相運び候御用筋、夫々へ相達し、是にて小生へ仰せ付けられ候御内用筋は、先一件片付き候て、彈正殿御役座へ申込み候は、私蒙り候御用筋は、御出府迄の御事にて、最早御出府に相成り候得ば、取り除き下され候様、此餘の所は、小生大略の御用筋取扱ひ申す可き筋に御座無く候間、御斷り申上候段、申し込み候所、御詮議にて取り除かれ候儀、只様隙取り申し候に付き、逐々申込み候は、此度の御建議は、申までも無之、皇國最大の御事柄に候得ば、私式輕輩の者を以て、御手先に召し遣はる可き筋にこれ無き様奉存候、岩國(吉川)出府仰せ付けられて、御手先に召し遣はれ候ても然る可き儀かと奉存候、是れ以て矢庭に運び兼ね候事に候はゞ、御家老方の内御一人、萩表より召し寄せられ、御手先に召し遣はれ度御事はれ以て只今の御間に合ひ兼ね申す可く候得ば、差當り彈正殿御詰め居りの事に御座候得ば、其内御用筋外面御取り計らひ在らせられ候ては如何哉の段、いろ／＼申込み候處、漸く御詮議相成候様子にて、三井善右衛門を以て、御老中久世様へ御使者仰せ付けられ候、此後は御用の節詰め居る家老益田彈正と申す者差出し申す可くとの儀、仰せ入れられ候由の處、久世様御返答に、御手厚の御事には御座候得共、只今に於いては、未だ御内談の儀、表立ち候儀は御直談にも致す可く、只今別人差し越され候ては、是迄の手續も相改り、且つ當分互に氣置にも有之候得ば、矢張り雅樂差越し下され候様にとの御返答の由にて、是迄の通、小生に御内用取計らひ候様との御事に御座候得共、追々御用所申込候通り、私御内用取扱の儀は、御出府までの儀にて、此餘は小生行きなり右御用取扱ふ筋に無之候間、是非御斷り申候段、小生尙ほ同役を以ても申入候所、其後御詮議有之候由にて、小生儀記六(記録)所役を仰せ付けられ、改めて公邊御内用取計仰せ付けられ候段、彈正殿より仰せ渡され、且つ外面向にては、中老所御雇召し遣はれ候段をも仰せ渡され候由に付、是まで御老中様方へ参り候者は、手札を持ち、右手札へ御名内(松平太膳太夫内)側用人と申す手札持参仕り候處、此後は用人と記し申す可き哉□□□□(蟲食ひ缺字)相尋ね候所、中老と申す肩書致候様にとの御差圖にて、小生少々不都合に存候て、

同役を以て申込候は、是まで記六所役中老御雇と申す事は、逐々御例も承り及び候所、或時有て、御城への作り御使者か、御三家御三卿其外の賤有る節、作り御使者かにて、多くは只一度切りの事に御座候所、此度の儀は、夫と替り、是迄御老中様其外御役人方へも、側用人と申す手札にて参り來り候所、改めて中老と申す事に相成り候得ば、様子に寄りては先方より尋ねもこれ有る可く、其節々、外面向にては中老雇とは御答申されず候得ば、よんどころ無くも此度仕成申し付けられ候と御答申さずては相成らず、然るに御用筋に於ては、誠に御誠實の御事柄、御使を勤め候小生は、虚言を構へ候儀、何とも不都合に有之候、其上隠し候ても實事は現はれ候物にて、萬一輕薄らしく見入られ候ては、御誠意の御妨にも相成申す可きか、尙ほ小生固屋(住宅)へは、追々他國出入も之れ有る可きに候得ば、兎に角と見透かされ候様の儀これ有り候ては、相濟まず候様に存候間、全く中老仰付けられ下される様にと、願望仕候譯は更らにこれ無く候得共、是非中老に召し遣はれ候方、御都合よろしきとの事に御詮議に候はゞ、此御用中だけ、中老にて仰せ付けられ下され度、是以て暫時にても楷(階)級御引上げと申す事は、御國へも當り支はりも有之、定めて御六ツかしき事に御座有る可く候得ば、矢張り根の御用人にて御用仰せ付け下され候様にと、同役を以ても、度々申込み候得ども、外向きにての不都合は、決して懸念仕る間じく、政府に於て取り計らひ振りこれ有り候間、仰せ渡され候通りにて相勤め候様にとの御事の由□□□(蟲食缺字)萬一他所人雅樂身通相尋候はゞ、中老と答へ申す可き段、授け有之候由、公儀所へも、武鑑にて、雅樂名前御側用人の所に有之候間、除き申す可き段、矢張り授け有之、小生固屋札も、大札に打替仰せ付けられ候、人張りも違ひ迷惑これ有る可しとの御事の由にて、中老人張りと、記六所張りとの相缺銀をも勘渡仰せ付けられ候程に、萬端御氣を就けられ候得ば、其餘は理窟も申し難く、其事は夫れ切りに打ち置き候、左候而、御建白事は日々濃く相成り、上にも度々御老中様方へ御對客にて仰せ入れられ候御次第も有之候、其内久世様より御建白の次第、御書面を以て仰せ出され候様にと御遣し有之の由、然る所是まで追々仰せ入れられ候御建議御口上にては、禁忌に觸れ候事も、跡へ残り申さず候得共、御書

面と相成候而は、差支りも多く、御口上の譯に參り兼ね候に付き、又々久世様へ、何卒是迄の通り御口上にて相濟み候様、御取計ひ下され度、書面と申す事にては、認ため難き事も數々有之候、尙追々申上候様、外様の儀、是迄京都關東御意味違ひ、尙ほ夷人御取扱振り等、御事實は丸々承知致さざる筋に御座候得ば、只世評を以て、御氣遣ひ仕り候事に御座候得ば、慥に事實を指して相認め難く候間、事實間違ひ多分これある可く、尙ほ禁忌に觸れては旁々恐れ入り候、何卒、書面の所は、御斷り致し度段、仰せ入れられ候所、久世様御返答に、是まで追々、仰せ入れられ候次第、同役共に於いて、いづれも感受致し候、將軍様へ申し上げて、決着に相成居候、然る處御口上ばかりにては、申上げ候節、何とも不都合に付き、是非とも書面差出され候様、事實少々の間違ひ、且つ禁忌に觸れ候儀は、いか様これ有り候ても、大和守（久世侯自らを指す）御請け合ひ申候上は、御不都合は懸け申さず候間、此の段は、御安心成され、早々御書面差出候様にとの御事の由に付き、御用所に於て御書面出來の上、早川庄次郎殿へ内見に御入れさせ成され候由の所、早川殿より久世様へも御内見に入れ候由にて、其後早川殿より、此御書面にては、當時勢の所、尙ほ京都關東御意味齟齬の處、已に〇〇（蟲食缺字）申さざる様相考候間、御遠慮無く明り候様に御認めに相成り然る可しとの指圖これ有り候に付き、又々御用所に於いて、詮議仰せ付けられ、御建白の御書面餘り細悉にこれ有候ては、却て條理も相立ち兼ね候間、先達て雅樂三條殿へ御内々差出置き候書面、添削仰せ付けられ、久世様限りにと申す事にて、御建白御書面へ相添へ差出され然る可しとの御事にて、小生京都に於て、三條殿へ御内々差出し候書面、御用所に於て添削仰せ付けられ、御建白書へ相添へ、久世様へ差し出し候由、夫れより御對客事もこれ有り、御建白事御運びには相成り候得共、彼是と永引き、尙ほ三月に至り、小生又々上京仰せ付けられ候節、幕府へ差し出され候御建白書、尙ほ添削仰せ付けられ候書面とも、御用所に於て、調べ仰せ付けられ、小生持參仰せ付けられ候、左候て小生上京仕候まで、三條殿へ罷出て、眞の御内々御所望に依り、差上置き候書面、追々脇々様へ御見せ成され候哉の段、御尋ね申上候所、右書面は無理に所望いたし、叡聞に及び候節、

身柄腹中の道具に致し候迄にて、其後誰一人へも見せ申さず、それ故爰元承知致し候者一人もこれ無し、其段は安心いたし候様にと、仰せ聞けられ候に付き、それは有り難き次第に奉存候、然る所先達て關東に於て、箇様々の參り懸りにて御建白書差出され、其節右書面も、主意に於いて格別替り候事は御座無く候得ども、文言少々添削に相成り、幕府へ差出され候、右につき此度私上京申し付けられ候節、右兩通の書面持參申し付けられ候間、即ち持參仕り候、先達て差出し置き候分と、御取替へ遣はされ候様にと相願ひ、即ち三條殿へ持參、兩通の書面御渡し仕り候に付き、初めて表て方に相成り、堂上方にも追々御披閱在らせられ候由、左候て京都滞留間、中山殿、大原殿、岩倉殿等へ追々召し出され、御用筋相運び候中、薩州島津和泉様御出府がけ、京都御立ち寄りと申す事にて、種々様々の議論相起り候様子にて、小生は薩州者とか浪人者とかに、殺害に逢ふ可しと申す風評これ有り候由にて、小生に一應江戸へ罷り歸り候様にと氣付け申し候者も、これ有り候得共、小生間違ひの了簡にて上京致し候譯にこれ無く、奉命の事に候得ば、他人の氣付を受け、是れ又自己の了簡にて、歸府致し候譯には參り申さず、薩州とか浪人者とかの議論もつともと相考へ候者は何卒々々早く江戸へ罷り下り、其見込み委細に政府へ申し出て、御詮議相替り候様、取り計らひ申す可く、それを雅樂支え申候心底は、少しもこれ無く候得ば、御詮議替りに相成り、歸府の御沙汰これ有り候はゞ、早速歸府致し申す可く、幾應も雅樂奉命の事を、他人の氣附を以て、半途に致し、歸府致し候様には相成らず、たとへ爰もにて、打ち殺され候とも、それまでの御奉公にて、致し方もこれ無く、萬一右等の風説に恐れ、歸府致し候など、人口に懸り候ては、小生一身の恥辱にこれ無く、長州家の御外聞旁々只今歸府致し候様に相成らずと申し切り、何時如何體の次第出來致す可くも計り難く存じ候て、只一身の覺悟を窺め、滯京、御用取り計らひ中、江戸詰同役林主税より、此度安藤對馬守様御再出勤に付き、世上（蟲食缺字）追々久世様、其外へ仰せ入れられ候次第もこれ有り、只今の模様にては、御建白事逆も相調ふとは相見え候得ば、様子次第御建白事々々御斷りをも仰せ入れらる可きに付き、京都の御用向、半途にても、一應江戸表へ罷歸り候様に

と、仰せ出され候段、申し越し候に付き、其段御内々議奏方其外へ申上げ置き、四月十四日京都出足、江戸へ罷り歸り候。

其後、若殿様御上京遊ばされ候所、御内勅の趣これ有り、御滯京中、遂々中山殿まで、御間出の趣これ有り候由にて、右御答書差下され候御書面の中、一ヶ條に建白の旨趣、未だ徹底致さず、御残念に思召され候事

右は長井半途にて引戻しに相成候ては、全く關東に於て、安藤對馬守再出以下、事々幕政不正に付ては、御名前周旋の路も相塞ぎ候に付き、右周旋も辭退の由、就而關東へ建白の趣意徹底致さず候て、忠誠も空しく相成り御國是も相立ち難き段を、御残念に思し召し候事、但、長井雅樂差出候建白の儀は、先御國是右様之御事にてもこれ有る可き哉、誠に書取差出候までの儀にて、朝議は勿論、上列藩より、下葛藁に至るまで、高等の説これ有り候へば、其説に隨ひ違儀これ無く候旨、言上候、但し、右建白中、朝廷御處置、聊か謗詞に似寄り候儀もこれ有り、御懸念も在らせられ候得ども、是等は主人御上京候はゞ、委細に御辯解在らせられ候、併し開國航海の儀は、第一御國體變動、容易なるざる儀に付き、輕易に處斷遊ばされ難く、天下の衆議聞こし召され候上の御事にこれ有る可くと、御沙汰在らせられ候事

右之通の御文言これ有候由に付き、浦靱負殿、中山殿へは謗詞に似寄りと申す所はいづれの文言に御座候哉と、御尋ね申し上げられ候由の所、天日の照臨する所、皇化を布及し給ふべしと申す所と、御答成され候由、然るところ右文言は、小生京都にて作爲の文言にてはこれ無く、元來御詮議ものに相見え候「事はいづれも御承知の前に候得共」(この十五字は、雅樂自ら抹殺して居る)其事柄は兎に角も、謗詞に似寄り、御懸念と申す事、相窺候而は素より恐れ入り奉り、出勤仕候心底御座無く候、其上小生京都出足、江戸罷り歸り候節、上御上京遊ばされ候様にとの御内勅も在らせられ候御事に候得ば、間も無く上御上京これ無くては相濟まず、然る處京師の様子、薄々承り候得ば、京都出足後、異論沸湯(騰)致し候由、右にて上御上京の上、萬一も御不都合の儀とも出来致し候ては、素

より相濟まざる儀、萬一左様の儀ども有之候得ば、いづれ御楯に相成候不調法人無之候而は、相濟間敷、右書面一條に付ては、小生見切を以て差出し候は、昨年之事にて、只三條殿ばかり御承知の儀、此度手廣く相成候はゞ御用所より御伺の上にて、小生より御待ち成され候事に候得ば、差して小生一人の身に罪を引受け候事に及ばず候得共雅樂熟考致し候所にては、萬一不調法人御入用の節、彈正殿を始め、政府一統尙ほ同役どもまで、いづれも不調法の名目を受け候ては、素より退役も仰せ付けられず候ては相濟む間敷、右の通り多人數不調法者出来候而は、折角御建白中途にて廢止に相成候も計り難く、左候ては天朝幕府に對せられ候ても、御面目相立ち難く、且つ列藩にも追々承知の事に御座候得ば、萬一指笑を受け候様の儀これ有り候ては、上々は尙更御家の御恥辱此上無く、口惜しき次第に候、小生一身は昨年来、投ち居り候事に付き、惜むに足らず、且つ是れまで難有く召し遣はされ候事に候得ば、此時御楯と相成り、數代の御高恩に報ひ奉る可くと決心致し、前書差控の文言、脇に關係(係)これ無き様相認ため、只だ一身に引き受け申し出て置き候、それにも未だ氣懸りに相考へ、上江戸御發駕當朝兼重讓藏を呼び寄せ、貴所は兼て御篤實の御質、國家の爲には御盡しの事と見受け、貴所へ眞の御内々御頼み致し置き候、上御上京の上、實に御不都合の儀共有之候ては相濟まざる儀は勿論の事に候得ば、若も謗詞一條にて御都合の儀、出来候はゞ早速御申越し下さる可く、不調法人他へは譲り申さず小生御楯に相成り候覺悟に御座候間、必ず御内移下さる可く候、同役共は嘶し置き候ても宜しく候得共、人情と申す者は捨て難く、實は小生一人不調法と申す事もこれ無きに小生へ御楯に相成候へとは得申し越す間敷と相考へ候所御篤實御上の御爲には決して御腹藏無く御内移下さる可くと見込み御頼み致置候間、必ず人情に御牽かれ候てはお互に御奉公を缺ぎ、御怨めしく存候段相託し候處、讓藏落涙にて承諾仕候由相答へ候、其後讓藏より一左右次第は決着仕居候處、差して何たる儀もこれ無く候、然る處上江戸御發駕後、正親町三條殿より、御内使差下され御口上に、先達て中山方より差下げ候書面中に、謗詞と申す事これ有り候に付き、身柄引籠り憤み居り候由、決して其儀に能はず、右文言はよんどころ無き

趣これ有り、中山書き加へ候事にて主人上京之上は、何事無く御辯解相濟み候事に付き、遠慮無く御供にて上京致し候様にと仰せ下され候、此御内使、上とは御道中にて行違ひ候由、小生御答申上候は、誠に難有御事恐れ入り奉り候、乍併右御文言に付ては、第一主人恐れ入り奉り、頓にも上京御様子奉窺度心底に御座候所、何分幕府の御暇、只様隙取り、餘儀無く、上京遅々に及び候儀、旁々恐れ入り奉り居り候、漸く先日御暇乞取敢えず上京仕り候、私儀は主人より召寄候得ば、兎に角主人へ任せ候身柄に御座候得ば、只今に於て私上京の義御請申上難く、逐付國元引取候心得に御座候得ば、御受の所、然る可く取計の儀、御内使へ相頼み置き、其後間も無く江戸出足、御國罷歸り候由、然る處、江州柏原泊りへ御備附、同役林主税より打廻り十藏と申す者を飛脚に差し歸し申し越し候趣は、久阪玄瑞其外、私黨を結び、小生を待受け、殺害致し候積りにて、途中に待受候由、御迎に京都より御備へ参り候稽古人數より、内々御用所へ申出候、右に付追々政府申し談じ候所、御内輪の者、他國に於て、同士討ち致し候様有之候ては、誠に御外聞大形ならず、右に付是非小生儀脇道へ廻り、歸國致し候様、偏に御國家の爲、他へ懸り合ひ候事に無之、御内輪同士の事に候得ば、一身の憤り□□(蟲喰缺字)廻り道致し候様にと申越し候。然る所、何に致し候ても、人に規はれ候と申す事を承り、脇道致し候ては口惜しき次第に候間、勝負は運に任せ是非本道通り罷り歸り申候間、此段主税へ返答致しけれ候様、申付候所、右十藏と申す者、折角其段を林様より重疊仰せ聞け候、兼ての御氣邊に御座候得ば、定めて御折合ひ兼ね成さる可きも、夫れにては雅樂一分は立派に相立ち申す可く候得共、一分の立派を立て、上の御外聞と申す事を忘れては、御奉公に缺け申す可く、此段入り割り能く、町田善次郎へも申し解け候て、諸共雅樂を屈服致させ候様にと、重疊仰せ付けられ候段、申し聞かせ、善次郎諸共小生我意を立て貫き、御奉公を忘れ候に當り候而は、相濟み申まじき段を以て、頻りに申聞かせ候、然るに小生我意を立て貫き、御奉公を忘れ候と申す事に相成り候ては、素より相濟まざる次第、併し御用所當主税の含み置きくれ候位にては、如何に御奉公に當り候とて、左様は致すを得ず、此度の入り割り、御内々明白に、上へも申し上げ、小生心底上に徹し居り候事に候はゞ、一身を枉げ候事は、兎に角も致す可く候得共、半途の事にては納得致し苦しき段、相答候所、善次郎並に十藏相参り候は、主税様とても御同様武士道は御承知の前に御座ある可く候得ば、其段十藏へ御申し付け、入り割り御申し越し成され候はゞ、主税様決して御捨置きは成され間敷く、是非左様御決着成され候様にと、達て勸め候に付き、よんどころなく其意に任せ、脇道通候に決着仕り候、右に付き、善次郎儀脇道同道致し度き段申し聞け候に付き、至極御もつともなる事、武士道に於いて左様御挨拶に預かる可き事に候得ば、御同道致度候得共、上追付け御上着く遊ばさる可く御上着く御折り合ひ遊ばされ候御様子を伺ひ申さずに付き、御國へ罷り歸り候ては、不本意の至、然るに、小生自ら、差控申し出て居り候事に候得ば、いづれ上京相成らず旁々、千萬御苦勞ながら一應御上京候て、御機嫌伺ひ、御取り計らひ下さる可く、尙又打廻り式を以て、上へ御内聞の事、頼み候ても、不安心に相考候間、御自分今日の次第、委細に主税へ御晰し候て、申上げ候所、慥に御聞き糺し下さる可き段、申し諭し、善次郎は、本道通り歸らせ、京都差登らせ、左候て小生は、夫より打廻り一人、家來三人召連れ、西江州通り、城州、播州と廻り道致し、罷り歸り、船中にて善次郎と出會ひ、上御機嫌克く御上着の段相伺ひ難有奉存、且つ主税より御内聞に達しけれ候次第承知致し、大きに安堵仕り歸國致し候、其後京都の御様子、粗ぼ窺ひ奉り候得ば、御辯解事一條に付ては、彈正殿以下定めて御心配も在らせられ候事に御座有る可く候得ども、左まで御不都合と申す程の事も無之、濟ませられ候由、難有奉存候、殊に先達而は、御参内事も萬端御首尾克く濟ませられ、恐縮此上無く難有奉存候、然る所逐々世評各様方御耳に入り、小生儀姦賊と云ふ名目を蒙り、且つ京都にて自己の了簡を以て、書面差出候罪に依り、遠からず嚴譴を蒙むる可く御詰問に預り、誠に當惑仕り居り候、前以て申し述べ候通り不行届の小生、不相當の御役相勤め候儀に候得ば、心ならずの不調法は廉々御座有る可く御座候得共、世評の所、小生心當りと申し候而は、先達而差出置候差控文言罪を一身に引き受け候事にても可有之□前文申述候通、是は小生不行き届きながら、大に心を用ゐる置き候事にて候得ども、只今と相成り候て

は、却て大段の不調法にも相成候半か、譬へ如何體の御咎め仰せ付けられ候ても、上へ對し奉り、少しも違背仕り候心底は、更に御座無く候得共、如何に武運盡き候とて、折角御奉公且は皇國の御爲め、最大の御時節と難有考へ奉り、一身を投うち、上の御楯と相成り候事に候得ば、罪を他へ譲る可しとは存じ不申、政府其外一統の罪を一身に荷ひ、天晴れ數代の御厚恩を、此時に酬ひ奉つる可くと存じの外、御内輪自己の了簡の或は姦賊のと、申し成され候儀、遺憾此上無く、口惜しき次第に御座候得共、是れ以て武運拙なき時節到來にも可有之、古今武運に盡き候者は、忠臣義士も悪名を蒙り、世を早め候比例、無之事にても御座無く候得ば、素より不行届の者、怨を抱く譯は無之候得ども、遺憾中の遺憾、只一事有之候、其趣は小生御役成以來、今年迄二十五ヶ年、難有御兩殿様御膝元に召し遣はれ候事に候得ば、何卒纒かなりとも御德輝を助け奉り度とのみ、晝夜心懸け居候所、不行届者の儀に御座候得ば、是れ祐成す可きの御奉公申上候思ひ候儀も更に無之、剩さへ死に臨み候てまで、御德輝を汚がし奉り候やと思ひ候得ば、残念千萬血涙罷居候、其次第は此度仰せ付けられ候御内用筋は、御内輪事に無之、京都關東且つ諸藩の者までも、御建白一條に付ては、耳を欲だて、相窺ひ居り候事に候得ば、凡の所は孰も承知仕り居り申す可く、左候得ば、幕府へ差出され候御書面、尙ほ京都へ持參仰せ付けられ候御書面の事も、世上粗ぼ承知仕り居り申す可く、且つ不行届の小生にても、其節は御手元へ頻りに召し遣はれ候事に候得ば、小生名前も存じ候者も、多々御座候はんか、關東に於ては、上御直きに追々仰せ立てられ候事もこれ有り候得ば、必ず小生自己の働きて無之事も、世上承知仕り候者も御座候はんか、觀慮の向はせられ候所に付き、御議論御改めに相成候儀は、御もつとも千萬と世間感服仕る可候得共、是まで頻りに召遣はされ候御家來、彌々姦物と見貫き候者は、御殿謹仰せ付けられ候儀を、御もつともと存じ奉り候得共、海内一統、當時有志、慷慨を唱へ居り候様の者ばかりにても、御座有るまじき様相考へ候得ば、申し上げ可くも、心得違ひにて、御頼み替これ無きとか、御不慈悲とか、君徳を非議共仕り候者これ有りては、死後までの遺憾此上無く、二十五年御奉公らしきことは少しも仕るを得ず、却て終まで御德輝を

汚し奉るの儀、如何に武運に盡き候とて、情け無き次第に御座候、一身の死生は素より、論ずるに足り申さず候得ば、先達て以來自殺にても仕候はゞ、只だ、小生一身の不覺と、笑はれ候までにて、せめて御德へは障り申すまじきかとも相考見候得共、各様方御預り中の儀、右等の作廻仕り候ては、各様方へ容易ならざる御迷惑に相成る可く、ケ様御厄害(介)相成候上、各様方へ御迷惑まで相かけ候ては、矢張り不本意の次第、取つ追ひつ一日々々と相暮らし中、切迫の御詰問に預かり、よんどころ無く心事打ち明け申候、御互ひ御奉公の儀に付き、是よりも御相談仕り度候、結局一命の所に於いて、最初より投ち居り候事に候得ば、素より惜むに足り申さず、若し嚴謹仰付けられ候はゞ、自若死に就き申す可きは、覺悟の前に候得ば、夫れにては萬々御德輝へ支り申すかとも存じ、是れ以て安心得仕らず、右に付き一と決心仕り候事も有之候得共、各様方まで小生臨終に至り、狼狽仕り候様、思し召され候ては、是れ以て死後の遺憾、武門の御奉公は御互の儀、兼ての御因み柄に候得ば、祐は簡様に御深切に御尋ね下され候事に候得ば、右兩端の決意、御内教下され、聊かなりとも武士道御奉公筋相立ち候様に相成り候はゞ、今生の残念少しは散じ申す可く、武門の御情け、御腹藏無く、御慈教の所、偏に希ひ奉り候、八月三日親類へ御預けの御沙汰これ有り、間も無く死を賜ふことなる可く相考へ、志の所、斯くの如くに候。

欲報君恩業未央、自羞四十四年狂、蓮花座上非予意、願伴天魔輔國光。

濡衣のかゝる憂身は數ならで只思はるゝ國の行末

今更に何をかいはん代々を経し君の恩にむくふ身なれば

雪降れる日に

降る雪に梅の梢は埋れて花こそ見えね香やはかくるゝ

第二の遺書は、家人へ、遺したものであるが、之を讀めば、どんな人でも、涙を催すであらう。固より、名文とはいへぬが、その最後に臨み、切々の情を、遠慮なく、書残したのであるから、これに依つて、長井の志も判り、藩侯との關係も、薄々乍ら、知る事が出来る。著者は、長井の心事に、同情の餘り、前年、ラヂオに依り、長井の人物を、話した事がある。其時に、井上劍花坊から、懇篤な書面が来た。それには、劍花坊も、長井の同情者であつた爲めか、非常に喜んで、長井に關して、同一の觀方をして居る點を、喜んで来たのであつた。不遇の人物に對して、世間の誤解を釋くために、その真相を、思ふた通りに、訴へ得た時ほど、愉快な事はない。其後、劍花坊に逢うて、大に談じたことがある。長井に關する限り、著者の知らぬ、多くの資料を、劍花坊から、與へられた事を、茲に改めて、感謝する。

一一一

元治元年九月十七日、京都の蛤御門で、大きい戦さが始まつた。此戦は、前年の八月十七日、毛利侯が、禁裡守護職を、罷免されて、會津侯が、之に代り、勤王と、佐幕が、一晩にして、交代したばかりでなく、三條實美以下、七卿が、官位を剝奪されて、長州へ、落ちて行つた。それが爲に、毛利の家來が、復讐戦を、起したのであつて、表面は、勘氣御赦免の嘆願と、稱して居るが、實は、武力を以て、佐幕派を、叩きつけるつもりで、押寄せて来たのだ。福原越後、益田彈正、國司信濃、其他、約七百名の藩士が、いづれも武裝して、京都へ入り込まう、としたから、幕府方で、それに對抗し、その結果が、戦争になつたのである。この一事は、別項にも、詳しく云ふてあるが、煩雜を忍んで、茲には、その大要を、繰返した譯である。

此戦ひは、午前の中、長州兵が、優勢であつたが、午後になつてから、敗北を遂げた。何しろ、佐幕派の兵は、一萬と稱し、武器彈藥、兵糧等が、充分であり、長州兵は、其點に於て、劣勢であつたばかりでなく、死傷兵の補充は出來ず、午後になつては、いづれも疲勞して、充分の力戦は、出來なかつたのであるから、敗北は、當然のことであつた。久坂は、此戦ひに、反對したのだが、來島又兵衛に、やかましく言はれて、遂に意を決し、戦争の渦中へ、飛込んだのであつて、初めから、死の覺悟は、定めて居たのである。入江九一、寺島忠三郎等も、同じ事で、別に、久留米の眞木和泉が、加つて居たが、これとても、必勝を期した譯でなく、騎虎の勢ひ、茲に至つたのである。久坂の死に就て、著者の聞く所とは、異つて居るが、最近に出版された、久坂の傳記には、當時の狀況が、詳しく書いてあるから、それを借用して、久坂の死を、語る事に代へて置く。

前夜半より兵を進めたる、伏見福原の兵(四百六十人)は、稻荷街道に於て、大垣兵に遮られ、騎峨の營に於ては、其兵力を兩分し、一は、國司信濃之を率ひ、桂小五郎、佐久間佐兵衛を參謀として、誠意、新撰、正導、市勇の諸隊、總員五百餘、中立賣門に向ひ、筑前兵を風靡して、將に突入せんとする際、薩摩、一橋、會津兵の合撃に遇ふて、脆くも敗退し、一は、來島又兵衛の率ひたる、三百餘人と、見玉民部の率ひたる、二百餘人と相合して、蛤門に向ひ、會津の兵を敗り、深く突進し、尖兵既に、禁門内に入る者ありしも、薩兵の側面攻撃に遭ふて、隊將來島又兵衛戦死しかば、是れ亦敗退の已むなきに至れり。山崎の義軍は、先生及眞木和泉、之を統率して、總勢五百餘人、桂川を渡渉して、松原通を烏丸に出て、四條通を柳馬場北へ押上り、鷹司邸の裏門より繰込みたるに、老公、世子、共に歎訴の主旨を、闕下に伏奏せんとして、遂

に出で去る。會津越前薩の兵來り、早くも邸を圍み、鐵火互に相酬み、奮戰突撃、激甚を極め、時、次第に移る。先生、此の間、老公世子にまみえて、思ひの仔細を述べ、共に參内せんことを、請ひける間に、猛火、漸く迫り、銃丸、烈しく飛來し、遂に脛を貫くに至る。先生、今は遁れ難しと諦め、邸内の奥間に至り、入江九一を呼びて、後事を託し、且つ家僕、柴垣彌惣外一名をして、言を含めて、國に歸らしむ。然る後、邸内の家人を呼び、三方を借りて、之に對座し、徐ろに胴巻をはづして、中より用意の軍用金を取り出し、之を載せて、恭しく、多人數、邸内を擾亂せしめたるの罪を謝し、些少なれども、家中諸人へ分與せられたし、と、挨拶し終りける時、階上より、『久坂、もうやらうか』と言ひつゝ、靜に階段を、下り來れる、寺島忠三郎(時年二十二歳)を顧み、『もうよからう』と答へつゝ、諸肌脱ぎて、腹一文字にかき切り、かへす刀を兩手にとり、頸後より、自ら首を刎ね死せり、と謂ふ。

先生の陣中にあるや、衆皆、之を重んじ、常に盟主となす。其天王山に在りし時、遙に京師の方を望み、『蔡闕、彼方に在れども、參ること能はず、我君の誠忠、日月と光を争ふと雖も、雲霧壅塞して、咫尺千里の如し。これ我輩の罪にあらずして、何ぞや。されど、天運循環すること、遠にあらざるべし。子等、幸に之を力めよ』とて、懷中より酒瓶を取出し、之は陣中、禁する所のものなれども、子等、宿陣の勞を慰めんため、竊に持來れり』とて、普く之を兵士に興へしかば、衆皆、感泣したりといふ。

久坂の一生は、僅に、二十四年であるから、洵に短いものであつた。然し、定命の五十年を、碌々として、送る人に比べれば、その二十四年は、可成り、長いものであつた。殊に、四十四歳の長井を、向ふに廻して、鬪ひ通した上、遂に、詰腹まで切らせて、藩論を定めた、其力は、偉大なるものである。

又、長井の議論は、その時に、容れられなかつたけれど、結局は、長井の議論通りになり、死後に其志は、酬られたのであるから、死して、瞑する事が出来るだらう。

昭和十年三月二十日印刷
昭和十年三月廿五日發行

實錄 新十傑 第十卷

(第七回配本)



10.8.21

著者	伊藤仁太郎
發行者	下中彌三郎
印刷者	關口一男

東京市日本橋區吳服橋三ノ五

平凡社

振替東京二九六三九番
電話日本橋三五・三六・三五九

發行所


行印社會式株刷印同共

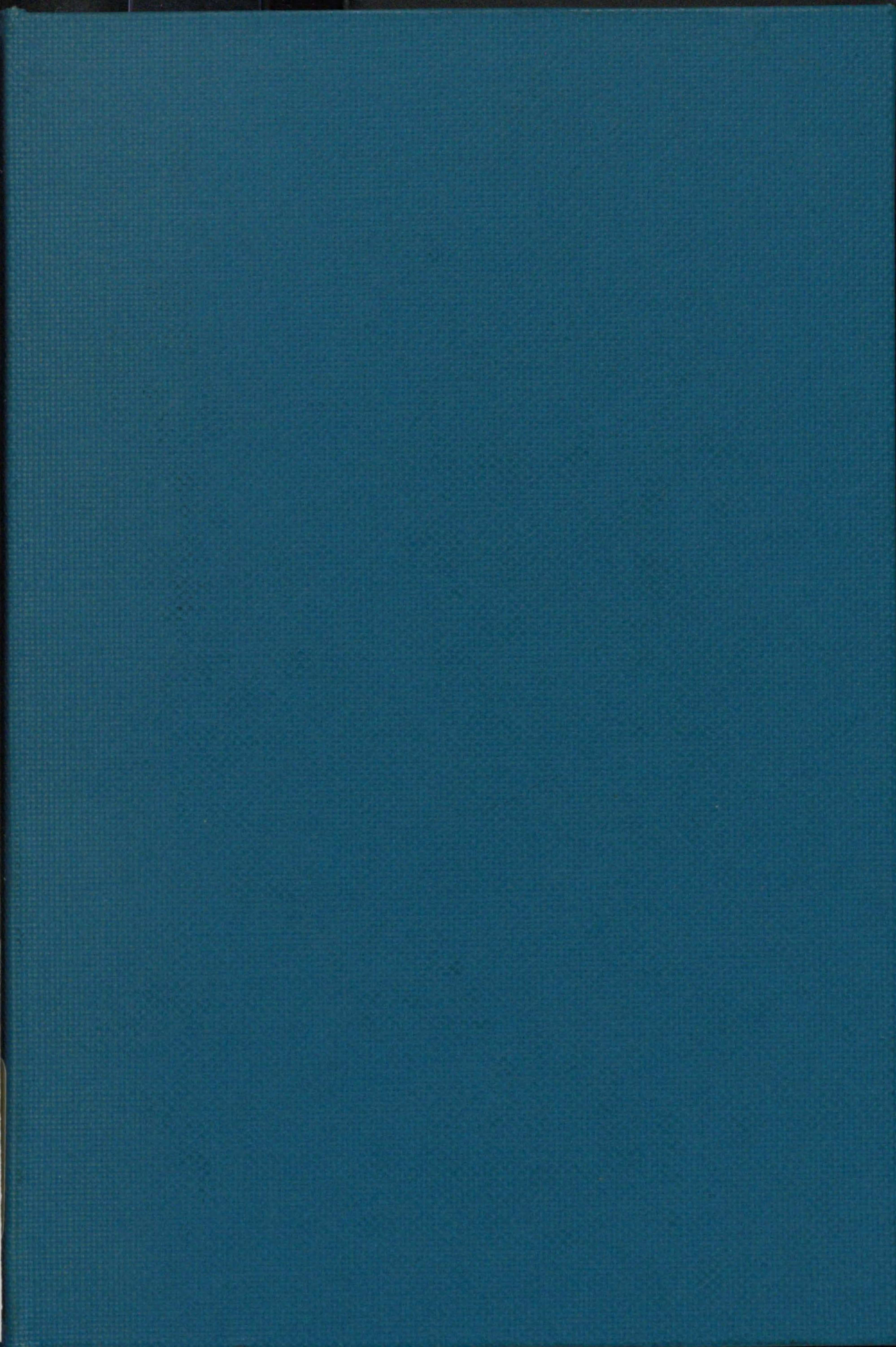
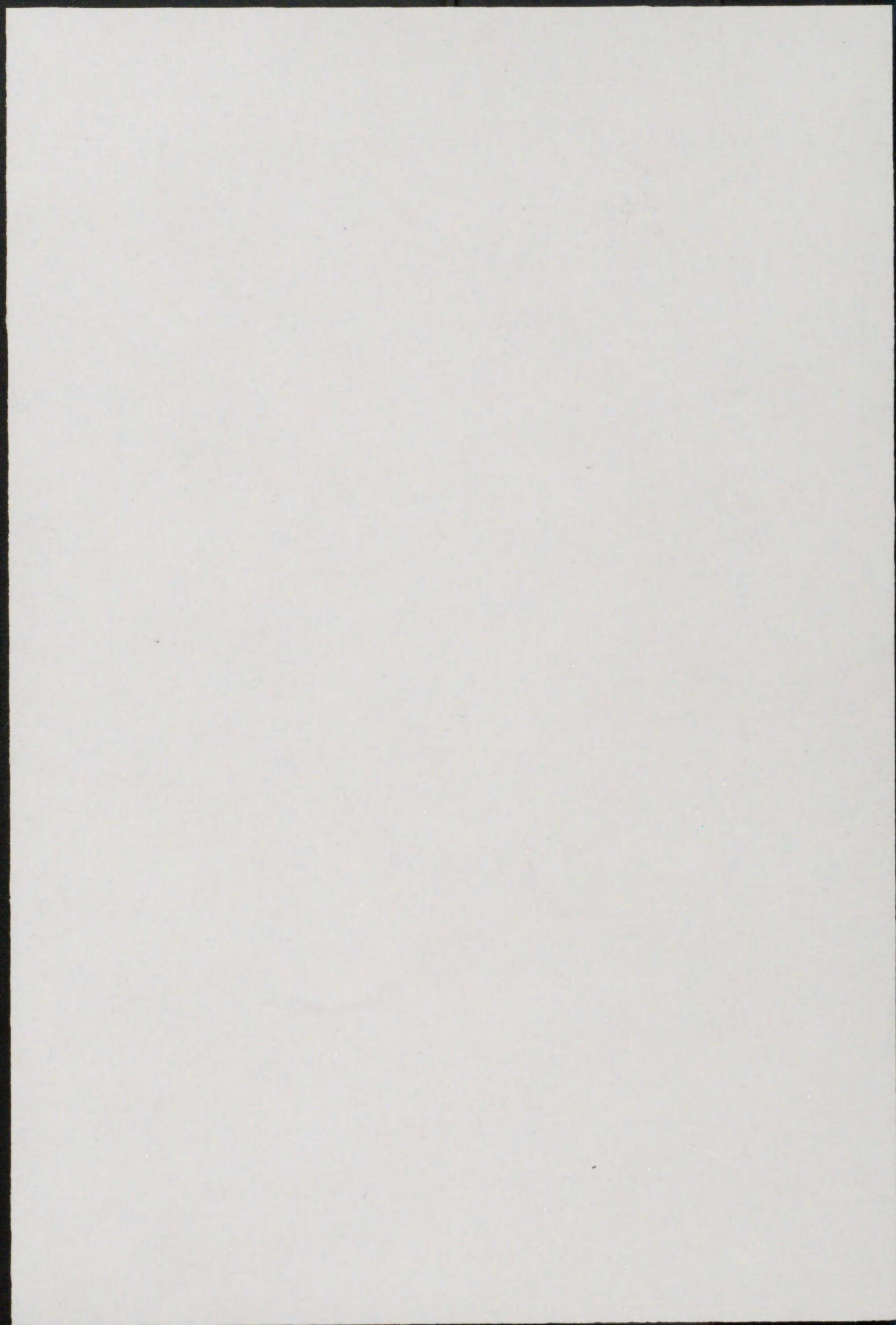
Back

外2B67

<p>昭和十一年三月二十日發行</p>	<p>12.3.01</p>	<p>發行所</p>
<p>昭和十一年三月二十日發行</p>	<p>發行所</p>	<p>發行所</p>

昭和十一年三月二十日發行



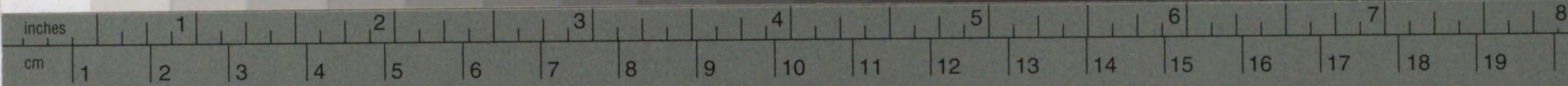


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

